

### 公共事業裁判の研究(1)行政事件編

TABATA, Takuki / 田畑, 琢己

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

109

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

177

(終了ページ / End Page)

230

(発行年 / Year)

2012-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008469>

# 公共事業裁判の研究（一）（行政事件編）

田畑 琢己

はじめに

第三章 裁判の評価

第一節 計画

第二節 技術基準

第三節 費用効果分析

第四節 訴訟技術

第一章 公共事業裁判の歴史と先行研究

第一節 公共事業裁判の歴史

第二節 先行研究の検討

第三節 行政裁量と司法審査

第四節 対象とする公共事業（以上本号）

第四章 裁判が公共事業に与えた影響

第一節 法律の改正

第二節 技術基準の改正

第三節 政策評価法の改正

第四節 公共事業抑止法への提案

第二章 事例研究

第一節 計画

第二節 技術基準

第三節 費用効果分析

第四節 訴訟技術

おわりに

公共事業裁判の研究（一）（行政事件編）（田畑）

## はじめに

日本の社会資本の整備水準は向上し、近年、公共事業は若干減少したものの、相変わらず自然環境や社会環境を破壊する元凶となっている。一方、日本の人口は平成一九年にピーク（二二七七七二千人）<sup>①</sup>を迎え、以後、長期の人口減少過程に入ったため、特に生態系の破壊をもたらすなどの地域開発型の公共事業の必要性がなくなってきた。このような状況の中で、不必要な公共事業をどのように抑制すればよいのだろうか。<sup>②</sup>

公共事業の統制は、事前の政策統制と事後の裁判に分かれる。<sup>③</sup>事前の政策統制の問題点は、「これまでのところ有効に機能しているとはいいたくないこと」、「今後、事業決定される公共事業については機能するかも知れないが、すでに事業決定されてしまったものについては統制が効かないこと」などである。これに対して、裁判の特徴は、「基本的には事後であること」、「客観性を持った基準に基づく「合理的」判断であること」、「最終的な決着が強制力を持つてつけられること」などのように他の手段では代替できない重要性がある。この司法判断の基準は、適正手続という面に限定されるべきなのか、限定しない場合に、事業内容や科学技術的な評価や判断の領域に、どの程度踏み込むべきなのか、という問題点について法律的側面と科学技術的側面<sup>④</sup>から検討する必要がある。

現在、市民が公共事業の違法性を訴えて争う方法は2つある。一つは「民事訴訟」であり、公共事業による被害を訴えて事前に工事の差し止めを求めるものと、既に発生している被害についての補償を求めるものがある。もう一つは「行政訴訟」であり、公共事業の違法性を訴えて事業決定（計画決定と事業決定）の取り消しを求めるものである。まず、民事訴訟では、被害と事業の公共性を比較して、住民に対して損害を賠償するのはともかく、事業の差し止め

は認められない、という判決が多い。次に、行政訴訟では、住民が行政を訴えること自体が認められない、という判決が多い。<sup>(5)</sup>

公共事業の裁判において原告が被告（行政）に勝訴することがほとんどないのは、次のように考えられる。すなわち、行政権の優位は、もともと「法が公益実現のための判断と選択の自由を行政に委ねる限り、行政は、これを自己の権限として、立法権と同等の立場でこれを行使用することができ、これが、行政権に固有な裁量権の意義であるときまで来たのである。この限りでは、行政権の本質たる裁量は、当然に司法審査を排除するものであり、しばしば「裁量不審理原則」として説明されてきた」のである。<sup>(6)</sup>…行政の専門技術性、高度に政治的な判断、あるいは特殊な行政法の解釈などの観点から、このような司法権の限界はむしろあたりまえとされたのである。裁判所は現在もそのような感覚の中にいる。<sup>(7)</sup>…日本の公共事業裁判はこのような論理、つまり行政の「自由裁量」によって全てシャットアウトされる。諫早湾干拓や長良川河口堰は行政の「自由裁量」によって計画され実施された。だから、ノリ被害など深刻な被害が発生（予測）しても、司法審査は不可能である。周知のように、亀井委員会は二〇〇〇年八月、日本の公共事業には無駄があるとして、島根県中海干拓事業をはじめ二三〇あまりの公共事業を中止した。しかし、ここで見た論理によれば、おそらくこれらの事業も全て、裁判になった場合は「自由裁量」で合法ということになる。<sup>(8)</sup>

このような自由裁量は、憲法第三十一条及び第七六条の規定からいっても、絶対的に司法審査に服しない行政行為というものを許容する余地はない。<sup>(9)</sup>そして、自由裁量行為の「自由」とは、何からの自由であるか判然としていない。立法府の行政府に対する許容として判断ないし選択の自由が説かれ、これがきわめて曖昧に司法審査からの自由につながり、ときにはこれがさらに公益判断は行政の専権に属するという独善的な教義と結びつく<sup>(10)</sup>と考える。

また、憲法学の立場から、判断過程を審査するときに、どのような視点から行うかが重要であり、実体的審査も必

要である<sup>(11)</sup>と指摘されている。

従来、自由裁量を止めた裁判例はほとんどなかったが、*納の浦埋立免許差止請求事件*（*広島地判平二一・一〇・二*）のように行政の裁量権を超えた<sup>(12)</sup>として原告が勝訴する事例が現れはじめています。

本論文は、公共事業の歴史を踏まえ、行政事件として争われた主な公共事業裁判について、科学技術を含んだ実体的審査の分析により三権分立の視角から司法審査の限界と、裁判が制度の改正などにより公共事業に与えた影響を研究したものである。

- (1) 国立社会保障・人口問題研究所HP『日本の将来推計人口（平成一八年二月推計）』二〇〇六（<http://www.ipss.go.jp/pp-news/tj/news03/news03point.pdf>）
- (2) 政治経済学者の旗手スタインモは、日本を訪れると、多くの人が租税を支払っても、それが公共事業に使用されてしまうので、増税に應じる気がないとこぼすのを耳にすると語っている。二〇〇二年に來日したスタインモが長崎を訪れ、自動車で走ると、トンネルまたトンネルの連続になるのに驚いた。しかも、走る自動車を目にするものもない。そこで利用する自動車もないのにトンネルの多い理由を尋ねると同乗者が「これがいわゆる無駄遣い」だと笑ったという。スタインモは日本政府が、どうして国民の望まない政策に、これほど情熱を傾けるのか理解できないと語る。こうしたことを続けるなら、増税は望めないどころか、租税抵抗が強まるばかりだろうと不思議がる（*神野直彦「分かち合い」の経済学*、*岩波新書* 2010、p. 141）。
- (3) 五十嵐敬喜他「図解 公共事業のしくみ」*東洋経済新報社* 1997、pp. 228-229
- (4) 司法機関が科学技術を扱う能力を疑問視する事例としては、*広島市北部ゴミ埋立処理場建設差止仮処分申請事件*の原審（*広島地判昭五七・三・三一*）が、「本件のような嫌悪施設の建設にあたって環境アセスメントを実施すべきか否か、またその内容如何については、我が国の現在における諸事情に鑑み、これを確定することは極めて困難である上、はたして司法機関がその権限及び能力を有しているか否かについても疑問の存するところである」と判示している（*判例タイムズ* 四六五号 1982、p. 86）。騒音、大気汚染、放射線被曝等は、環境法の主要なトピックであり、ここでは原理的あるいは更に哲学的な分析も重要であるが、問題の実際的な解決のためには、データに基づいた冷静な議論が不可欠である。そして、技術者ないし科学者の専門的知識をどのような形で法的判断に取り込む

べきかが決め手になると考えられる（高木光『技術基準と行政手続』弘文堂1995<sup>5</sup> pp. 1-2）。科学的・技術的問題について「法」はどう対処すべきか、という難しい問題を提示している（高木光「伊方原発事件」『別冊ジュリスト』一七二号2004<sup>4</sup> p. 195）。科学的資料を法律問題の解決にどう用いるかについて明確な指針を持たないまま、一般人の経験則が十分に形成されていない事実についての認定を行っているという批判や、科学の論理と法律の論理とを明確に比較する本格的な作業がそろそろ行われるべきである（新美育文「西淀川公害（第二ないし第四次）訴訟第一審判決にみる因果関係論」『ジュリスト』一〇八一号1995<sup>5</sup> p. 38）

- (5) 五十嵐敬喜他『ポスト公共事業社会の形成』法政大学出版社2005<sup>5</sup> p. 94
- (6) 五十嵐敬喜「公共事業と行政訴訟」『法律時報』第七三巻第七号（九〇六号）2001<sup>1</sup> p. 117
- (7) 五十嵐敬喜「公共事業と行政訴訟」『法律時報』第七三巻第七号（九〇六号）2001<sup>1</sup> p. 117
- (8) 五十嵐敬喜「公共事業と行政訴訟」『法律時報』第七三巻第七号（九〇六号）2001<sup>1</sup> p. 117
- (9) 西尾勝「行政学の基礎概念」東京大学出版会1990<sup>7</sup> p. 312
- (10) 西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会1990<sup>7</sup> pp. 312-313
- (11) 青柳幸一「国家の課題と時間軸：憲法と予測不可能な未来」『日本公法学会第七六回総会資料（二〇一一年一〇月八日）』2011<sup>1</sup> p. 18
- (12) 『輦の浦埋立免許差止請求事件（広島地判平二一・一〇・一）判決文』2009<sup>7</sup> p. 192

## 第一章 公共事業裁判の歴史と先行研究

### 第一節 公共事業裁判の歴史

公共事業を検討するためには、その歴史的背景を整理することが重要である。本節では、公共事業事件の歴史的背景を検討するために第一次計画から第五次計画までの全国総合開発計画に各公共事業事件を対応させて、整理した。

この公共事業事件は政策と密接な関係があるため、国や自治体の技術基準などの制度の改定に影響を与えているのである。制度が改正され公共事業に影響を与えた具体的な事例は、第四章で確認する。

本研究で対象とした公共事業は、行政事件の中で規模の大きな公共事業事件に加えて、Di-law.com<sup>(1)</sup>などに収録されている公共事業事件を費用効果分析<sup>(2)</sup>、需要予測などの条件で絞り込んで選択した。このようにして選択した裁判例は、原告側がほとんど敗訴しているが、その後、制度に与えた影響の大きい裁判例、すなわち、法律改正などにより、その意義が認められたと思われる裁判例を全国総合開発計画の推移<sup>(3)</sup>を基にして整理した。

全国総合開発計画は、国土総合開発法（昭和二五年）に基づく計画であり、戦後、日本の復興の過程で、太平洋沿岸地帯につくられた重化学工業を中心とした拠点開発などをデザインし、これを事業化したのが「五カ年計画」である。<sup>(4)</sup>

全国総合開発計画は、第一次計画から第五次計画まで策定され、公共事業が争われた判例と対比させながら順に述べる。

## 1 全国総合開発計画（全総、昭和三七年）

池田勇人は、日本経済、とくにその急速な達成を唱え、重化学工業を拠点的に整備し、開発することを考えた。これを具体化したのが全国総合開発計画であり、計画を実現するために「工業整備特別地域整備促進法」（昭和三九年）が制定された。この法律に基づいて鹿島、東駿河湾など六カ所が選定され、国はここに工業用地をつくり、道路、鉄道、港湾などを設置したほか、財政、地方債、資金の確保などについて特別な措置をとった。<sup>(5)</sup>

この時代の公共事業裁判は、「青写真判決」として事業計画（の決定ないし公告）の処分性を否定し、行政計画に

関する以後の裁判例に対するリーディングケースとなった区画整理事業設計等無効確認請求事件（東京地判昭三五・三・一〇、東京高判昭三六・一〇・三一、最大判昭四一・二・二三）と、公共事業抑制の歴史（第一段階（田中正造の「天皇への直訴」等）、第二段階（室原知幸の「裁判闘争」等、第三段階（平成以降の「市民による立法」等）<sup>(6)</sup>）の中で、第二段階の代表的な事件となった「蜂の巣城紛争」として知られる蜂の巣城事業認定無効確認請求事件（東京地判昭三八・九・一七）<sup>(7)</sup>がある。

## 2 新全国総合開発計画（新全総、昭和四四年）

新全総は、昭和三〇年代後半に急速に進んだ過密（東京一極集中）と過疎を解決しようとするものである。過疎化の進む北海道、南四国、南九州などに巨大工業基地、巨大食糧基地、巨大観光基地を配置すると共に、東京など過密化する都市のために、建物の高さ制限を廃止して容積率などを採用する建築基準法、都市計画法、そして都市再開発法など都市法の制改正を行った。なかでも白眉だったのが、拠点と拠点、拠点と都市、都市と都市を結ぶネットワーク、すなわち新幹線・高速道路、そして空港・港湾などの整備であった。私たちが公共事業というイメージする様々なものが、この時期に形づくられたのである。この時期、全総に決定的な影響を与えた二つの文書がある。これは後に良くも悪しくもミスター公共事業と呼ばれるようになった「田中角栄」が関わっている。ひとつは「日本列島改造論」（日刊工業新聞社、一九七二年）である。これは人口の三二％が国土の一％に住むという大都市過密の実態を指摘し、時速九kmの車社会、一人一㎡の公園面積、災害が起これば五時間で焼失してしまう東京の下町などの都市問題を、工業再配置と新幹線と高速道路による総合交通体系で解決しようとするものであった。もうひとつの「都市政策大綱」（自民党、一九六八年）は、同じく田中角栄らが組織した自民党都市政策調査会が策定した戦後初めての

都市政策であり、大都市の改造と地方開発を進めること、民間デベロッパーを都市づくりに誘導することなどを提案している。この二つが新全総の基礎となったのである。<sup>(8)</sup>

この時代の公共事業裁判は、実体的判断代置方式による司法審査を行い、爾後の裁判例に大きな影響を与えるとともに、現在でも裁量統制に関する新しい解釈が考案されるなど裁量統制理論の中心に君臨する日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（宇都宮地判昭四四・四・九、東京高判昭四八・七・一三、確定）と、大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件（大阪地判昭四九・二・二七、大阪高判昭五〇・一一・二七、最大判昭五六・一二・一六）が代表的な裁判例である。また、都市からのゴミ処理場やし尿処理場に関する判例が多数存在するのが特徴である。同時に、環境アセスメント制定への動きが始まるのも、この時期である。

### 3 第三次全国総合開発計画（三全総、昭和五二年）

日本はこの時期、石油ショックにより、高度経済成長以来はじめての危機を迎える。多くの計画は、これまでのような無限成長から、国土資源、エネルギーなどの有限性を意識した低成長へと切り換えられた。全総も三次になり、「開発」を主眼としてきた第一次、第二次と異なって、初めて豊かな自然環境と質の高い生活環境の総合的整備を目的とする「定住圏構想」が採用された。<sup>(10)</sup>

この時代の公共事業裁判は、原子力発電所の安全性などが争われた一連の原発訴訟（伊方原発、福島第二原発、東海第二原発など）が始まった。原発訴訟で初めての最高裁判決となった伊方原発事件（松山地判昭五三・四・二五、高松高判昭五九・一二・一四、最（一小）判平四・一〇・二九）と福島第二原発事件（福島地判昭五九・七・二三、仙台高判平二・三・二〇、最（一小）判平四・一〇・二九）は、専門技術的裁量統制、政策的裁量統制、基本設計論

などの安全審査について司法審査の枠組が示されて、以後の原発訴訟に影響を与えている。更に、代替案に対して広い行政裁量を認めた成田空港事業認定処分等取消請求事件（東京地判昭五九・七・六、東京高判平四・一〇・二三、最（一小）判平一五・一二・四）などがある。そして、新全総同様に都市からのゴミ処理場やし尿処理場に関する判例が多いのが特徴である。また、新全総の頃の裁判の影響で廃棄物処理法の改正が行われ、例えば、昭和五二年の改正では最終処分場の方式として、遮断型、安定型、管理型の三種類が定められた。そして、それぞれの最終処分場に応じた構造・維持管理上の基準となる「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」が定められた。この技術基準が制定され、処分場建設が推進されたのがこの時期である。

#### 4 第四次全国総合開発計画（四全総、昭和六二年）

昭和六二年に策定された四全総は、一連の規制緩和政策を受けて、地域主導による地域開発を重視し、地域間を交通・情報・通信体系の整備によって結び、交流人口を拡大する交流ネットワーク構想を軸に、東京一極集中を是正しつつ、多極分散型国土の構築を目指すというものであった。<sup>(1)</sup>

この時代の公共事業裁判は、下水道普及率の向上を背景にした、し尿処理場や都市への人口集中によるゴミ処理場に加えて、都道環状六号線事件として有名な都市計画事業認可処分等取消請求事件（東京地判平六・四・一四、東京高判平七・九・二八、最（一小）判平一一・一一・二五）、事情判決が出された二風谷ダム権利取得裁判及び明渡裁判取消請求事件（札幌地判平九・三・二七）、長良川河口堰建設差止請求事件（岐阜地判平六・七・二〇）、名古屋高判平一〇・一二・一七）のような環境破壊型の公共事業に対する訴訟が始めてきた。この流れは、平成二年の水質汚濁防止法の改正により生活排水対策が強化されたことや、平成九年に河川環境の整備と保全を目的に加えた河川法

改正などとなった。この公共事業裁判が社会に与えた影響は、建設省河川砂防技術基準(案)<sup>12)</sup>が、「この一〇年余の社会・経済の変化の中で、河川砂防技術基準そのものに課せられた役割も大きく変化しつつある。従来の河川砂防技術基準は主として施設を作る視点、即ち、工事、管理を担当する立場から作られていたが、現在では更に加えて、使われからの視点も重要となってきた。即ち国民から見ると、河川砂防技術基準を参照することによりその施設の性能が確認できる、河川の管理ルールが平易に理解できるという役割も求められている」と述べて、従来の河川砂防技術基準から方向を転換していることがあげられる。

##### 5 第五次全国総合開発計画(二一世紀の国土のグランドデザイン、平成一〇年)

第五次全国総合開発計画は、バブル崩壊を受けて、しかも「最後の全総」として策定された。そこでのコンセプトは、①地球時代(地球環境問題と国境を越えた地域間の紛争、アジア諸国との交流)、②人口減少・高齢化時代、③高度情報化時代を受けて「一極一軸型から多軸型(北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸、西日本国土軸)へ国土構造を転換しようというのである。<sup>13)</sup>

この時代の公共事業裁判は、小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件(東京地判平一三・一〇・三、東京高判平一五・一二・一八、最(二小)判平一八・一一・二(最大判平一七・一二・七))、圏央道事件(東京地判平一五・一〇・三、東京高判平一五・一二・二五)、(東京地判平一六・四・二三、東京高判平一八・二・二三)、(東京地判平一七・五・三一、東京高判平二〇・六・一九、最(二小)判平二一・一一・一三)、(東京地判平二二・九・一一)、八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(東京地判平二二・五・一一、前橋地判平二二・六・二六、水戸地判平二二・六・三〇、千葉地判平二二・一・一九、さいたま地判平二二・七・一四)、諫早湾事件(佐賀地判平一六・

八・二六(平一七・一・一一)、福岡高判平一七・五・一六、最(三小)判平一七・九・三〇)、(長崎地判平一七・三・一五)、(佐賀地判平二〇・六・二七、福岡高判平二一・二・六、確定)などの大規模であり、生態系破壊を伴う公共事業に対する裁判が特徴である。注目すべき点は、日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件(宇都宮地判昭四四・四・九、東京高判昭四八・七・二三、確定)から無かった原告の勝訴が確定した事例が相次いだことである。これは、川辺川利水決定取消請求事件(熊本地判平二一・九・八、福岡高判平二五・五・一六、確定)、永源寺第二ダム事業計画決定等取消請求事件(大津地判平一四・一〇・二八、大阪高判平一七・二・八、最(一小)判平一九・一〇・一一(不受理))、都市計画道路路区域内建築不許可処分取消請求事件(静岡地判平一五・一一・二七、東京高判平一七・一〇・二〇、最(三小)判平二〇・三・一一)、栗東市起債差止請求事件(大津地判平一八・九・二五、大阪高判平一九・三・一、最(二小)判平一九・一〇・一九)、泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件(那覇地判平二〇・一一・一九、福岡高裁判那覇支判平二一・一〇・一五、確定)、諫早湾干拓地潮受堤防撤去等請求事件(佐賀地判平二〇・六・二七、福岡高判平二一・二・六、確定)である。更に、小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件(最大判平一七・二・七)は、原告適格に関する最(一小)判平一一・一一・二五を変更し、浜松市上島駅周辺土地区画整理事業計画決定取消請求事件(最大判平二〇・九・一〇)は、四〇年以上続いた昭和四一年大法廷判決に代表される「青写真」説を否定して最高裁判所の判例変更があった。そして、多くの法律や技術基準などが改正され、公共事業改革が進められたのがこの時期の特徴である。また、このような裁判の影響は、名古屋市の廃棄物処理場建設のための藤前干潟埋立計画も環境庁の計画見直しを求める意見書を契機に中止となり、中海干拓事業や三番瀬埋立計画も中止となった。そして、政府は平成六年一二月策定・平成一二年一二月に改定の環境基本計画や平成八年五月策定・平成一四年三月改定の生物多様性国家戦略において湿地保全の重要性に言及するようにな

った。<sup>(14)</sup>

## 第二節 先行研究の検討

### 1 計画

ここでの論点は、処分性、適合性、違法性の承継、合理性、裁量統制、事情判決である。ここでは、代表的な論点である処分性の先行研究を検討する。なお、裁量統制については、次節で詳細に検討する。

行政庁が公共事業などを実施する場合、たとえば、都市の再開発をするために区画整理をする場合などには、法律の定めを機械的に執行してこれを行うのではなく、まず事業を実施する地域を定め、工事の内容や手順についての具体的なプラン（青写真）を策定し、その実現を目指して計画的に事業を進める。基盤整序行政をはじめとする現在行政の多くは、単純に法律を執行するのではなく、計画によって具体的な目標を設定しその実現に向けて諸施策を実施するのが、むしろ常態である。そこで、ここでは「公共事業その他行政活動を行うに先立ち、行政庁が提示する具体的な行政目標となる青写真とこれを実現するための諸施策を体系的に提示したプログラム」を行政上の計画と呼び、計画の策定とその実現に向けて実施される行政作用を計画行政と呼んでおこう。行政上の計画は、行政活動の方向を示すという点では行政立法や準立法と共通する。だが、行政立法のように、かくかくの要件があればしかじかの行為を行うといった一般的な仮言命題（条件プログラム）ではない。行政計画は①具体的な現実の事象を基礎にした正しい現状認識と、②利用可能な行財政上の能力とを考慮して、③一定の目標年次までに、努力すれば達成可能と考えられる具体的な行政目標（目標プログラム）とその実現手段とを示すものである。行政庁が具体的事象にかかる未来予測を踏まえ、かつ政策的な広い裁量判断（計画裁量という）に基づいて策定するところに特徴が認められる。計画の

策定は、法の執行というよりも、政策的決断に基づく創造的な形成行為としての彩色が強い。<sup>(15)</sup>

この計画が問題となった代表的な事例は、土地区画整理事業計画の事業計画は公共事業の青写真にすぎず、特定個人の権利変動をとまなう行政処分ではないから、計画の段階では争訟の成熟性に欠けるとして区画整理事業計画に対する抗告訴訟は不適法であるという（最判昭和四一年二月二三日民集二〇巻二号二七一頁）ものであり、事業計画を争わなくても続行する仮換地または換地処分に対し取消訴訟を提起し、そこで事業計画の違法を主張すればよいというのであろう。この行政計画＝青写真論は、行政計画の法的性格に関するリーディング・ケースとされ、その後の判例動向に大きな影響をあたえてきた。<sup>(16)</sup>

一方、近年の判決は、いろいろ理由付けは異なるが、具体性のある事業計画等にはできるだけ処分性を認め取消訴訟の提起を許容するようになった（土地改良事業計画に対して、最判昭和六〇年一月二七日民集三九巻八号一八二頁。都市再開発事業計画について最判平成四年一月二六日民集四六巻八号二六五八頁など）<sup>(17)</sup>。

そして、これまでの論争に決着をつけた判決が最（大）判平二〇・九・一〇である。この判決によって、四〇年以上続いた昭和四一年大法院判決に代表される「青写真」論が否定されることになった。<sup>(18)</sup>

また、手続の審査を行った事例としては、審議会の諮問手続につき、「委員の構成に違法はないか」、「審議会に公正な資料が提出されたか」、「考慮すべき要素に欠けたところはないか」、「考慮すべきでない要素を過大評価していないか」、「反対派の意見を検討したか」、「代替案を検討したか」などについて審査し、これを欠くときは、行政過程の手続上の瑕疵を理由に、行政決定を違法として取り消した事例がある（日光太郎杉控訴審判決東京高判昭和四八年七月一三日行集二四巻六・七号五三三頁、最判昭和四六年一月二八日民集二五巻七号一〇三七頁参照）<sup>(19)</sup>。

## 2 技術基準

ここでの論点は、道路構造令、環境基準、環境影響評価、景観、建設省河川砂防技術基準、土地改良法施行令の技術的可能性、森林法の許可基準、原子炉の安全性である。

技術基準（行政の専門技術性）といわれるものには様々な側面があり、二つの異なった側面を分けて考察すべきである。ひとつは、各分野ごとの専門的知識、技術的知識そのもの、いわば非法的な専門知識、技術的知識であり、もうひとつは、法的な意味をもつものではあるが、個別的な法令の適用における判断にとどまらない政策的行政的判断の基礎となるような専門知識、いわば社会管理の技術としての行政をささえる知識である。<sup>(20)</sup>

裁判所との対比で、行政の最もきわだった特徴は、それが個別的な法的判断にとどまらず、一定の体系化された専門的知識とそれに伴うノウハウをもって、社会管理にあたることに制度的に予定されていることであろう。行政にはその目的達成のために、様々な社会管理の手段が与えられているが、ここで注目されるのが「行政立法」ないし「基準策定」である。<sup>(21)</sup>

この社会管理の手段としての「一般的抽象的な定め」は、さしあたりは、その法的効力とはかわりなく注目されるものといえる。<sup>(22)</sup> 政省令、告示、計画、内規、通達、要綱など多様な形態をもつものが、法律と個別的行政決定の間段階の「策定基準」の段階として共通性を有するものとしてとらえられるのは、それが、行政目的の効率的な達成のために様々な要素を考慮した結果の政策的決定、価値判断の技術的表現であるからであろう。<sup>(23)</sup>

この技術基準における行政裁量が問題となった代表的な事例は、行政庁を被告とする原子炉設置許可処分取消訴訟がある。わが国の原発訴訟の代表的存在が伊方原発訴訟<sup>(24)</sup>であり、原発の安全性の問題を本案審理において最高裁が正面から判断したのは伊方原発訴訟と福島第二原発訴訟の二例のみであり、かつ、伊方最高裁判決の方がより包括的

な理由を述べているため伊方原発訴訟を検討する。なお、高速増殖炉もんじゅ事件差戻後最高裁判決は、これまでの最高裁判決（最（一小）判平四・一〇・二九）が示した原子炉設置許可にかかる安全性の対象および違法性に関する一般的法理にのっとった判断を行ったもので、新しい判断を示すものとはなっていないため検討を行わない。<sup>(28)</sup>

伊方原発訴訟の原審と控訴審判決は、政策的裁量と専門技術的裁量が認められる処分と位置づけ、専門技術的裁量の行使については、一定の制約がある、という立場をとっている。<sup>(29)</sup> また、政策的裁量と専門技術的裁量の関係について、伊方控訴審判決は、原子炉等規制法および関連法令は、主務大臣に対し「原子炉の安全性が肯定された場合における原子炉設置の許否についての政策的裁量のみでなく、安全性を肯定する判断そのものについても専門技術的裁量を認めている」と判示して、安全性を肯定する「判断そのもの」に対する専門技術的裁量を認めた。伊方原発訴訟上告審判決は、この点に関して、専門技術的裁量という表現は使用していないが、<sup>(30)</sup> 最高裁が安全審査については、内閣総理大臣の合理的な判断に委ねる趣旨であると述べているのは、下級審判決の専門技術的裁量を肯定する見解と実質的にみて同旨<sup>(32)</sup>である。

また、同判決は、原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子炉委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとして原子炉委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきであるとの考え方を示した。<sup>(33)</sup>

ここで、安全性の判断が「科学的・専門技術的」であるということは決して「政策的判断」「価値判断」という要素を含まないということではない点にも留意が必要である、<sup>(34)</sup> という指摘があるように、専門技術的裁量はかなり広範囲にわたるといのが裁判所の考え方である。

近年、通達などを根拠として違法性を判断した裁判例が多くなっているとの指摘<sup>(35)</sup>があり、裁判の中で技術基準が果たす役割が増えている。

### 3 費用効果分析

ここでの論点は、費用便益分析、代替案検討、需要予測である。なお、ここでは、貨幣価値以外の数値指標も単一の式の中に取り込まれているものを「費用効果分析」、費用も便益も全て貨幣価値で把握された上で比較されるものを「費用便益分析」と呼ぶ<sup>(36)</sup>ことにする。

行政が国民や市民の信託に基づき、税によって行われている以上、原則として効率性が要求される。<sup>(37)</sup> 費用効果分析規範に関する規定を持つ法令としては次のものがあり、判例上でも論点とされる。①地方自治法第二条第一四項（これは、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定する。住民訴訟における公金支出の有効性規範として多くの判例がある。）、②地方財政法第八条（地方公共団体の財産は、「その所有の目的に応じて最も効果的に、これを運用しなければならない」と規定する。）、③政策評価法第三条（これは政策評価のあり方として「必要性、効率性、又は有効性の観点」から評価するとしている。）、④土地改良法（土地改良法施行令第二条第三号は、「当該土地改良事業のすべての効用がそのすべての費用をつぐなうこと」と規定する。）、⑤特定多目的ダム法第七条、⑥道路整備特別措置法施行令第一条の七第一項、⑦沿岸漁場整備開発法第七条の二第三項、⑧全国新幹線鉄道

整備法施行令第二条、⑨下水道法第二条の二第三項。<sup>(38)</sup>

費用効果分析にまで至らなかったが、公共事業に対する評価のリーディング・ケースとなった事例が、日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（宇都宮地判昭四四・四・九、東京高判昭四八・七・一三）である。

本判決は、他事考慮の禁止（オリンピック開催に伴う交通増）、過大評価の禁止（暴風による倒木等の可能性）、過小評価の禁止ないし失われる価値の非代替性、代替案との比較検討等、比較衡量に基づく総合判断を行う際の幾つかの指針を提示している。これらは、その後の判例（新東京国際空港事件（東京地判昭五九・七・六行集三五卷七号八四六頁、東京高判四・一〇・二三判時一四四〇号四六頁）では最適地原則、東北横断自動車道遠野秋田線事件（秋田地判平八・八・九判自一六四号七六頁）では環境影響評価も争点となっている）でも参照されてきたものである。<sup>(39)</sup>

また、本件では、事業費のみが算出され（維持管理費は計上されていない）、事業による便益（代替案ごとに走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少）との対比、検討年数における費用便益の合算、現在価値への引き直し等の厳密な意味での費用便益分析がなされたわけではなく、本判決も審理においてこれを吟味したものではない。今日では、①政策評価法の制定等の動きを受けて、事業認定段階で費用便益分析がなされるようになってきていること、②身近な自然や景観の保護が求められているとともに公共事業の必要性について疑問が呈され、事業自体の公共性に比重が移ってきていることから、費用便益分析の合理性や代替案の検討は事業認定取消訴訟の主要な争点となりえよう。ただ、現在の費用便益分析は、世代間公平等の内在的問題のほか、環境価値の喪失（生態系破壊、景観破壊、大気汚染等）を費用として計上していない問題があり、今後は、CVM（仮想評価法）等による環境価値の貨幣的評価（いわゆる修正費用便益分析等）の実践とこれに対する法的評価が課題となろう。<sup>(40)</sup>

## 4 訴訟技術

ここでの論点は、立証責任と立証方法である。

立証責任（挙証責任、証明責任ともいう）とは、訴訟審理の最終段階になってもある事実の存否が確定できない場合に、どちらかの当事者が不利な法律判断を受ける危険をいう。立証責任の中心問題は、いかなる事実についていずれの当事者が立証責任を負担すべきかという、立証責任の分配をめぐる問題である。刑事訴訟では、被告人は無罪の推定を受け、有罪の事実の立証責任は検察官が負う。民事訴訟においては、基本的に立証責任は訴訟当事者に平等に分配される。すなわち、民事訴訟の通説的見解によれば、各当事者は、自己に有利な法規の要件事実について立証責任を負い、権利発生規定の要件事実はその権利の主張者が、権利障害事実および権利消滅事実が権利の存在を否定する者がおのの立証責任を負う（法律要件分類説という）。行政訴訟における立証責任について、行訴法は規定を欠き、「民事訴訟の例による」という第七条の解釈として議論されている。もっとも、「例による」べき民事訴訟においても、立証責任をどう考えるべきかについては法律の規定を欠いているので、もっぱら学説に委ねられ、学説上も最近活発な議論がなされており、先の通説的見解は動揺しつつある。<sup>41)</sup>

また、立証方法は、民事事件に限られているが最近の公共事業裁判の中での新しい論点である。ここでの研究は、名古屋市営ごみ処理場設置に係る損害賠償請求事件（名古屋地判昭四四・一〇・三〇）、名古屋高判昭四七・九・二九）と大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件（大阪地判昭四九・二・二七、大阪高判昭五〇・一一・二七、最大判昭五六・一二・一六）の立証方法を対比して行われた。

ここで、名古屋市営ごみ処理場設置の損害賠償請求事件（名古屋高判昭四七・九・二九）では、ごみ処理場よりも上流の養魚池でも養魚の死滅事故が発生していたこと、また右ごみ処理場廃止後における水質検査によると、前記の

最も近い排水溝と中間地点における水質の汚染度は極めて良好となっているのに、養魚池における汚染度には変化のないことなどから、単にその主張を否定する結果となった。前記の原因以外に有害な物質が存在したかどうかは争点にならなかった。判旨⑤の「ごみ処理場の南側は黒い水で汚れており、本件養魚場に通ずる前記細江の水も黒く汚れていたこと、…名古屋市がごみ処理場に殺虫剤DDVP液を散布したことは、名古屋市の認めるところである」で指摘された「青黒い水」の成分、そして、「殺虫剤DDVP液」が養魚場に流れ込んだか否かに立ち入らないで、それ以前の一般的な水質検査の段階で結論が出され、何が原因で養魚が死滅したかという真の争点は、土俵にものぼらないで終わったのである。科学技術的な争いには、科学技術的な対応がいかに重要であるかが分かる事例である。<sup>(43)</sup>

更に、大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件では、被害を「身体的被害」、「精神的被害」、「睡眠妨害」、「日常生活の妨害」、「航空機騒音の教育に対する影響」の五つに大別し、これらを二六の小項目に細分化して被害を実証している。すなわち、住民に対するアンケート調査、科学者の実験結果と意見、医者、病院における被験者に対する実験結果などを行うと共に、騒音の実測値、騒音規制法や大阪府公害防止条例などの法令を上手に引用して、被害の大きさや国の対策の不備を裁判官に分かり易く説明していることが伺える。また、控訴審（大阪高判昭五〇・一一・二七）では、裁判官の現地検証が行われ、裁判に反映されている。この結果、原審（大阪地判昭四九・二・二七）では二六項目中一七項目で被害を認められ、控訴審（大阪高判昭五〇・一一・二七）では全ての被害を認められ、上告審（最大判昭五六・一二・一六）も控訴審とほぼ同様であった。判決の論理は、要するに、①航空機騒音等の実情を把握する、②把握された実情が各法令などを大幅に上回っている、③原告らが被っている被害を客観的または主観的に把握できる、④被害と航空機騒音等との因果関係が存在する、⑤被害が受忍限度を超えており違法性がある、⑥国に不法行為責任がある、というものである。航空機騒音等と原告らの個別の被害との因果関係を特定せずに、被害を認

定した事例である。<sup>(44)</sup>

### 第三節 行政裁量と司法審査

#### 1 行政法学における裁量論

行政事件訴訟法第三〇条は、「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。」と定めている。『コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法』によれば、本条は、行政庁の裁量に基づきなされた処分は裁量権の踰越・濫用があった場合にのみ裁判所の審査の対象となり、このような程度に至らない裁量権の行使の不当の問題については裁判所はこれを審査の対象としないことを明らかにしている<sup>(45)</sup>と解説されている。

この点、憲法第三一条及び第七六条の規定からいっても、絶対的に司法審査に服しない行政行為というものを許容する余地はない<sup>(46)</sup>。そして、自由裁量行為の「自由」とは、何からの自由であるか判然としていない。立法府の行政府に対する許容として判断ないし選択の自由が説かれ、これがきわめて曖昧に司法審査からの自由に結びつき、ときにはこれがさらに公益判断は行政の専権に属するという独善的な教義と結びつく<sup>(47)</sup>と考える。更に、憲法学の立場からも、判断過程を審査するときに、どのような視点から行うかが重要であり、実体的審査も必要である<sup>(48)</sup>という指摘がある。極論ではあるが、全ての行政の判断は、裁判所の全面的審査に服すべきであり、このため行政事件訴訟法第三〇条は廃止すべき<sup>(49)</sup>との意見もある。

行政法学における裁量論は、法治行政原理についての考え方とか広義の「訴えの利益」についての考え方などの大論点が複雑に錯綜した問題領域を構成しており、的確に整理要約することは難しい。この錯綜さは、講学上に自由裁

量行為なる概念が設定されており、その概念構成については、法律の規定以外の要因をも考慮にいれる有力な学説が存在することに起因している<sup>(50)</sup>。このため、学説の流れを大きく整理して、今後の公共事業裁判で大きな役割を果たすことが期待される日光太郎杉判決（東京高判昭四八・七・一三）の位置付を論じる。

明治憲法下の行政法学説は、その要件および内容につき法令が一義的に定める縛束行為と、法令が行政庁の判断に委ねる部分を認める裁量行為とにまず二分した上で、後者をさらに法規裁量（羈束裁量）行為と自由裁量（便宜裁量）行為に区分して論じられてきた。

現在では、裁量をめぐる問題の中心は、裁量を認めるべきか、これを否定するすべきかという二者択一的な峻別論から、個々の行政処分において、裁判所が裁量審査をするにあたりどの程度踏み込むべきかという密度審査の問題へと移行している<sup>(52)</sup>。

ここでまず考察が必要と思われるのが、判断過程の合理性・適切性に着目した審査手法を導入して行政裁量に係る審査密度を高めた裁判例として広く知られる東京高判昭和四八年七月一三日行裁例集二四卷六・七号五三三頁（日光太郎杉判決）の位置付けである<sup>(53)</sup>。同判決の判断過程統制手法は、要件裁量に係る審査密度を「大きく向上させる」統制手法として評価される一方、要件認定に係る考慮要素につき「相対的重要度」や「重み付け」の設定操作をした上で、それらの考慮のされ方に踏み込むかちで意思形成過程の合理性審査がなされるといふ特色を有しているため、裁判官による「価値判断」の介在や、実際には「実体的判断代置方式」であるとの批判的な指摘がなされている<sup>(54)</sup>。

## 2 日光太郎杉判決の今日的意義

これまで述べてきたような批判があるにも関わらず、日光太郎杉判決は、爾後の裁判例に大きな影響を与えている<sup>(55)</sup>

ため、同判決の今日的な意義を確認する。

第一に、要件裁量・効果裁量という裁量の所在論と判断過程統制手法の結合という視角がある。日光太郎杉判決では、要件裁量を認めてその司法統制基準を示すという論理構造の中で判断過程統制手法が持ち出され、効果裁量につき比例原則適用、要件裁量につき考慮要素に着目した判断過程審査という構図<sup>(57)</sup>であった。

第二に、手続的審査・実体的審査という座標軸における判断過程統制手法の位置付けという視角がある。日光太郎杉判決は、係争処分につき「裁量判断の方法ないし過程に過誤があり、これらの過誤がなく、これらの諸点につき正しい判断がなされたとすれば・・・判断は異なった結論に達する可能性があった」と述べる。この点をとらえれば、同判決は、行政決定に係る手続面での過誤を統制しており（手続的審査）、裁量権行使それ自体を社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認定判断する裁量権逸脱・濫用審査（実体的審査）とは、その思考枠組を異にする。<sup>(58)</sup>

第三に、判断過程の合理性審査のため考慮要素を解釈論的に抽出する場合に、考慮要素の「重み付け」をする・しないという視角がある。<sup>(59)</sup>日光太郎杉判決では、収用対象たる土地の文化的価値・環境保全を「解釈により加重」し、そのことを解釈論上の鍵として、単純な他事考慮・考慮逸脱を超えた統制密度の向上が図られている。<sup>(60)</sup>

第四に、裁量統制の審査密度の濃淡という視角がある。日光太郎杉判決について、判断代置的審査には至らないが、最小限審査を上回る「中程度の審査」の仕方を採用した裁判例として整理されることがある。<sup>(61)</sup>ただ、この「中程度の審査」という観点の設定は、裁量権の肯定による判断代置的審査の否定と、判断過程統制手法の導入による裁量統制密度の向上がどのように組み合わされるべきか、という問題<sup>(62)</sup>がある。

第五に、行政決定に係る考慮要素の抽出という解釈方法と、行政決定に至る判断過程の合理性につき審査するといふ解釈方法について、全体として判断過程統制手法として統合的に扱うのか、両者を分離してとらえるのか、という

視角がある。日光太郎杉判決は、両者は結合関係にあるものとして理論構成されているが、両者を分離した上で判例法を解析することが有用との指摘がある。<sup>(63)</sup>

### 3 日光太郎杉判決の影響を受けた裁判例

日光太郎杉判決の影響を受けて裁量統制を行った裁判例は、第二章及び第三章で詳述するが、次のとおりである。

二風谷ダム権利取得判決及び明渡判決取消請求事件（札幌地判平九・三・二七）、小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件（東京地判平一三・一〇・三）、東京高判平一五・一二・一八、最（一小）判平一八・一一・二）、圏央道あきる野IC事業認定・収容判決取消請求事件（東京地判平一六・四・二三）、東京高判平一八・一一・二三）、梶の浦埋立免許差止請求事件（広島地判平二一・一〇・一）がある。

この中で、唯一の最高裁判所判決（最（一小）判平一八・一一・二）は、「その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものととして違法となる。」と判示している。<sup>(64)</sup> 他にも、文言に多少の違いはあるが、先行最高裁判所判決例として、最判平成八・三・八民集五〇巻三号四六九頁、最判平成一八・二・七民集六〇巻二号四〇一頁、その後の判決として最判平成一九・一二・七民集六一巻九号三二九〇頁などがある。これが、日光太郎杉事件高裁判決に示す審査密度を薄めた趣旨か否かは評価が分かるところであるが、判断過程の統制の方式が最高裁判所の判例に定着しつつあるのは注目すべきである。<sup>(65)</sup>

#### 4 現在の理論状況

行政行為が行われる際に行政庁の裁量の余地が生じ得る場面を、従来考えられてきたところよりも一層詳細な形で把握しよう、とする試みがある。すなわち、行政裁量の余地が問題となるのは、行政行為の「要件」及び「効果」の二点に加えて、行政行為が行われる「手続」及び「過程」についての裁量としてコントロールという問題があり得る。まず、処分を行うための要件が充足されているか否か、という問題（要件）についての判断は、精確に見れば、少なくとも、①一定の事実そのものが存在するか否か（事実の存否）、②処分のための要件を定めている法律の規定は、どのような意味を有するか（法律の解釈）、③当該の事実は、この法律が定めている事実に当たるか（事実の法律への当てはめ）、といった判断を含む。また、処分がどのようにして行われるか（判断の手続・過程）のコントロールということとは、④如何なる手続を（手続の内容）、⑤踏んだか踏まなかったか（手続の実行の有無）、という事項についてのコントロール（手続のコントロール）、更にまた、行政庁が処分を行うに際し、⑥如何なる事項を（考慮事項の内容）、⑦考慮したかしなかったか（考慮の有無）、という点についてのコントロール（判断過程のコントロール）を含む。最後に、処分を行うかどうかについての判断（効果）には、⑧いかなる処分を（処分の内容）、⑨いつ（処分の時機）、⑩行うか行わないか（行為の実行の有無）、等についての判断が含まれる<sup>(66)</sup>。

上記の①から⑩の基準は、②の事項の判断については、当然裁判所の判断が優先しなければならない。また、④から⑦については、かつては明文の規定が無き限り、専ら行政庁の裁量に委ねられるものと考えられていたところ、裁判例を通じ、裁判所の審査の対象となる場面があり得ることが広く認められるようになった。⑧から⑩については、なお、行政庁の政策的判断が大きくものをいう場面が多い<sup>(67)</sup>と考えられる。

#### 第四節 対象とする公共事業

公共事業の定義は多岐に渡り、法律による定義がないのは勿論、学者によって異なっているのが現状であるが、取り上げる事件を選択するために整理する。

本論文が対象とする公共事業は、行政事件の中で科学技術が争点となった事件及び裁判の結果がその後の制度に大きな影響を与えた事件を選択した。選択した事件は、国や地方公共団体などが行う事業の他に、鉄道建設などの民間企業が行う事業もあるため、本論文の公共事業として相応しい事件であるか否かを検討するため公共事業の定義について確認する。

この点、公共事業を事業主体で定義する学説は、国や地方公共団体が行う事業に限定する狭義説<sup>(68)</sup>から民間企業が行う事業も含めるとする広義説<sup>(69)</sup>まで幅広い定義がある。

広義説は、国や地方公共団体の補助金が民間企業に交付されることや、国や地方公共団体が事業の許認可を行うことを考慮すれば、狭義説よりも実際の公共事業に近い定義である。

一方、公共事業を事業費で定義する学説は、行政投資が実際に近いとする学説<sup>(70)</sup>が多数であるが、この場合、民間企業が事業主体の事業を含まない。

#### 1 取消訴訟

取消訴訟とは、処分の取消の訴えと裁決の取消の訴えとを合わせて取消訴訟という（行訴九）。公定力（行政行為の効力）の処分又は裁決の効力を取り消すことを目的とする訴えである。抗告訴訟の中でも、最も中心的な訴訟形式

であるので、行政事件訴訟法は、取消訴訟を中心に詳細な規定を設けている（行訴八〇三五）<sup>(71)</sup>。

(1) 日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（取消訴訟）

（宇都宮地判昭四四・四・九、東京高判昭四八・七・一三）

建設大臣は、起業者栃木県知事の申請（事業計画の実施につき自然公園審議会への諮問を経た厚生大臣の承認を得ている）により、日光国立公園内の幹線道路の拡幅工事を目的として土地収用法（以下「法」という）上の事業認定をした。起業地内の土地所有者である宗教法人東照宮は、太郎杉を含む巨杉一五本の伐採等により日光表玄関の比類なき景観が破壊されるとし、法二〇条三号違反等を理由に事業認定等の取消を求めた事案である。<sup>(72)</sup>

(2) 伊方原発事件（取消訴訟）

（松山地判昭五三・四・二五、高松高判昭五九・二二・一四、最（二小）判平四・一〇・二九）

四国電力株式会社は、愛媛県西宇和郡伊方町に原子力発電所の設置を計画し、昭和四七年五月八日に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」二三条に基づいて原子炉設置許可の申請をした。内閣総理大臣は昭和四七年一月二八日に原子炉設置許可処分をした。伊方町及びその周辺に居住する原告らは、行政不服審査法に基づく異議申立をしたが内閣総理大臣は昭和四八年五月三十一日にこれを棄却した。そこで、原告らは、本件原子炉の安全審査の実態及び手続に違法な点があり、その結果、生命、身体、財産等が侵害される危険が生じていると主張して、昭和四八年八月二七日に、内閣総理大臣を被告として原子炉設置許可処分の取消を求めて出訴した事案である。<sup>(73)</sup>

(3) 三井寺バイパス事業認定等取消請求事件（取消訴訟）

（大津地判昭五八・一一・二八）

本件は、園城寺（天台寺門宗の総本山）の寺域の一部に属する土地を国道バイパスの一部に供給することを内容と

する事業認定について、右事業認定以前に考慮の対象とされたことのある他の二つの代替案と比較検討してみても、土地収用法二〇条四号に規定する要件の判断について裁量権の踰越または濫用はないとされた。また、寺域の一部に属する土地を国道バイパスの一部に供することを内容とする事業認定が、交通交雑の緩和等右バイパスの設置によって得られる公共の利益が甚だ大きいのに対し、他方、寺域の宗教的文化的な価値の減少ないし右宗教法人の僧侶およびその信徒が被る信仰上の損失は比較的に小さいとして、土地収用法二〇条三号に規定する要件を欠くものではないとした事案である。<sup>(74)</sup>

(4) 成田空港事業認定処分等取消請求事件(取消訴訟)

(東京地判昭五九・七・六、東京高判平四・一〇・二三、最(一小)判平一五・二二・四)

新東京国際空港の調査検討は昭和三七年から始まり、航空審議会から千葉県富里村付近が適当であるとの答申があり、昭和四〇年一月関係閣僚協議会においていったんは新空港の位置を富里に内定したが、地元の反対が強く、その後再検討の結果昭和四一年七月成田市三里塚町と決定され、同月新東京国際空港公団が設立された。昭和四二年一月運輸大臣は工事実施計画を認可したが、それによれば空港用地約一〇六五ha、滑走路は長さ四〇〇〇、二五〇〇、三〇〇〇mの各一本であり、また第一期工事計画として四〇〇〇m滑走路及び諸設備を建設する計画であった。空港用地のうち新たに取得を必要とする民有地は約七六〇haであり、このうちには任意買収困難な土地もあるため、公団は昭和四四年九月被告に対し土地収用法に基づく事業認定の申請をし、被告は同年一月一六日事業認定の告示をした。これに対して本件事業認定及び本件特定公共事業認定に係る起業地内の土地等の権利者等と主張する原告らは、収用法及び特措法の違法性、右各処分につき収用法二〇条、特措法七条の各要件の欠如、右各処分の手続的瑕疵等を主張して、本件各処分の取消を求めた事案である。<sup>(75)</sup>

## (5) 福島第二原発事件(取消訴訟)

(福島地判昭五九・七・二三、仙台高判平二・三・二〇、最(一小)判平四・一〇・二九)

本件は、福島県双葉郡富岡町、楢葉町に原子力発電所(福島第二原子力発電所)の建設を予定していた東京電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和五二年法律第八〇号)による改正前のもの。以下「規制法」という。)二三条一項に基づいてした原子炉設置許可申請に対し、内閣総理大臣が昭和四九年四月三〇日にした同設置許可処分が違法であるとして、設置場所の周辺に居住する住民らが提起した取消訴訟である。<sup>(76)</sup>

## (6) 東海第二原発事件(取消訴訟)

(水戸地判昭六〇・六・二五、東京高判平一三・七・四)

本件は、日本原子力発電株式会社が茨城県那珂郡東海村に建設する東海第二発電所に設置する原子炉につき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和五二年法律第八〇号)による改正前のもの。以下「規制法」という。)二三条一項に基づいてした原子炉設置許可申請に対し、内閣総理大臣が昭和四七年二月二三日にした同許可処分(本件処分)が違法であるとして、発電所周辺に居住する住民らが提起した取消訴訟である。<sup>(77)</sup>

## (7) 大阪都市計画事業等事業計画決定取消請求事件(取消訴訟)

(大阪地判昭六一・三・二六、大阪高判昭六三・六・二四、最(一小)判平四・一一・二六)

大阪市は、昭和五九年六月一日都市再開発法五四条一項に基づき大阪都市計画事業阿倍野A1地区第二種市街地再開発事業の事業計画を決定し、公告した。これに対し、A1地区に土地・建物を所有する原告は、幹線街路により東西に分断され南北に極めて細長い街区が形成されること、高層ビル化によって地元の商人達を追い出し、建物だけが美しい荒廃した街をつくることになること等を理由に本件事業計画決定が違法であるとし、その取消を求めた事案

である。<sup>(78)</sup>

(8) 下水道土地収用裁決取消等請求事件（取消訴訟）

（名古屋地判平五・二・二五、名古屋高判平九・四・三〇）

本件は、流域下水道の終末処理場建設のための土地収用裁決に関する事件である。県は、都市計画事業に係る流域下水道の終末処理場の事業用地とするため、原告らの所有地について土地収用裁決の申請をし、収用委員会はこれを認める権利取得裁決及び明渡裁決をした。これに対し、原告らが、主位的に収用委員会を被告として、裁決手続の瑕疵のほか、流域下水道の建設に係る都市計画事業の認可の違法事由を主張して、収用裁決の取消しを求め、予備的に県を被告として替地による損失補償を求めた事案である。<sup>(79)</sup>

(9) 柏崎・刈羽原発事件（取消訴訟）

（新潟地判平八・三・二四、東京高判平一七・一一・二二）

本件は、内閣総理大臣が昭和五二年九月一日、東京電力株式会社に対してなした柏崎・刈羽原子力発電所（沸騰水型軽水炉）の原子炉設置許可処分について、周辺住民である原告らが被告（原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五三年法律第八六号）により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）が改正され、被告である通産大臣が実用原子炉の設置許可権限を承継し、更に、同法附則三条一項により、本件処分は通産大臣がした処分とみなされた。）に対し、その取消を求めて提起した取消訴訟である。<sup>(80)</sup>

(10) 都市計画事業認可処分等取消請求事件（取消訴訟）

（東京地判平六・四・一四、東京高判平七・九・二八、最（一小）判平一一・一一・二五）

東京都知事は、かねてより現在すである環状六号線の地下に新たに高速道路を建設するために、地上部分の環状

六号線を拡幅する都市計画を持っていた。建設大臣は、平成三年三月八日付けで、都市計画法（平成三年法三十九号による改正前のもの）五九条二項に基づいて、東京都知事に対して、同事業の認可処分を行った。また、建設大臣は、同月一日付けで、同条三項に基づいて、地下高速道路部分の事業を行う訴外首都高速道路公団に対して、同事業の承認処分を行った。これに対して、原告らが、①環六拡幅事業について環境影響評価をしていないのは都条例違反である、②これらの道路により深刻な公害が生じることから都市計画法の環境配慮義務に違反している、③これらの道路は土地の合理的利用に反し、公共性がない、④原告らの財産権、幸福追求権、人格権が侵害されていると主張し、よって環状六号線道路は違法であるとして、本件各処分の取消を求めた事案である。<sup>(81)</sup>

(11) 東北自動車道事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（取消訴訟）

（秋田地判平八・八・九）

本件は、東北横断自動車道遠野秋田線の高速道路建設事業計画が土地収用法二〇条三号、四号の要件を充足し、建設大臣の事業認定の判断にあたり、代替案を検討しなかったこと及び環境影響評価をしなかったことに、裁量権の逸脱、濫用はなかったとされた事案である。<sup>(82)</sup>

(12) 二風谷ダム権利取得裁決及び明渡裁決取消請求事件（取消訴訟）

（札幌地判平九・三・二七）

本件は、北海道の一級河川沙流川水系二風谷ダム建設工事（本件事業という）に伴い収用裁決の対象とされた土地の所有者および相続人（原告）が、事業認定の際にダム建設によるアイヌ民族およびアイヌ文化に対する影響が考慮されなかった違法があるとして、収用裁決の取消を求めた事案である。昭和五八年三月、建設大臣が二風谷ダム建設に関する基本計画を策定し、ダム用地の任意買収がすすめられたが、原告等との交渉が難航したため、土地収用手続

に入った。昭和六一年一二月、建設大臣が事業認定を行い（取消訴訟は提起されず）、平成元年二月、北海道収用委員会（被告）が権利取得裁決及び明渡裁決（両裁決をあわせて収用裁決という）を行った。これに対し、原告が審査請求したが、平成五年四月、建設大臣が請求を棄却したため、原告が収用裁決の取消訴訟を提起した事案である。<sup>(83)</sup>

(13) 川辺川利水決定取消請求事件（取消訴訟）

（熊本地判平二二・九・八、福岡高判平一五・五・一六）

本件は、いわゆる川辺川利水訴訟として社会的耳目を集めた事件である。事案は、建設大臣（現国土交通大臣）が熊本県球磨郡、球磨川の支流である川辺川上流にダムを建設することを計画し、本件の被告である農林水産大臣がダムを水源とする利水事業として、熊本県人吉市を含む周辺七市町村の三六〇〇haに及ぶ土地を施行地域とし、ダムからの導水路、幹線水路等を敷設する農業用排水事業、未整備既耕地を対象とする区画整理事業、及び山林、原野等を対象とする農地造成事業を行うこととした。……本件の争点は多岐にわたるが、最大の争点は、国営土地改良事業の計画変更について、土地改良法八七条の三第一項によれば、同法三条に規定する資格を有する者（いわゆる三条資格者）の2/3以上の同意を得る必要があるところ、本件の変更計画についてこれを満たす同意が得られたか否かであり、特に控訴審においては、当事者の立証の力点はもちろん、審理はほとんどはこの点の解明に費やされた。<sup>(84)</sup>結局、被告がなした国営川辺川土地改良事業変更計画に対する原告らからの異議申立を棄却する旨の決定のうち、農業用排水事業及び区画整理事業に関する部分は、計画変更についての三条資格者の同意者数が2/3に達しないことを理由に取り消された。被告は、この判決を受けて直ちに用排水事業等を中止しようであるが、大規模公共事業の見直しが社会的に議論されている折り、本件の川辺川ダムを巡る利水事業等についても、今後の推移が注視される事案である。<sup>(85)</sup>

## (14) 伊方原発二号炉事件(取消訴訟)

(松山地判平二一・二二・一五)

本件は、愛媛県西宇和郡伊方町の伊方発電所において、加圧水型の本件原子炉(二号炉)の増設を予定していた四国電力株式会社が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和五十二年法律第八〇号)による改正前のもの。二六条一項に基づいて行った原子炉設置変更(二号炉増設)許可申請に対し、通産大臣(当時は内閣総理大臣)が昭和五十二年三月三〇日にした本件許可処分が違法であると主張して、周辺住民である原告らが、その取消を求めた行政訴訟である。<sup>(86)</sup>

## (15) 小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件(取消訴訟)

(東京地判平一三・一〇・三、東京高判平二五・一二・一八、最(一小)判平一八・一一・二(最大判平一七・一二・七))

本件は、小田急小田原線のうち、東京都世田谷区内である喜多見駅付近から梅ヶ丘駅付近までの線増連続立体交差事業(小田急小田原線とそれに交差する複数の幹線道路との立体交差化及び小田急小田原線の複々線化の事業)に関して、沿線住民である原告らが、事業の方式につき優れた代替案である地下式を理由もなく不採用とし、その結果原告らに甚大な被害を与える高架式で同事業を実施しようとする点で、同事業の前提となる都市計画決定の事業方式の選定には違法がある等と主張して、被告に対し、建設大臣が都市計画法五九条二項に基づいて都市計画事業の施行者である東京都に対してした都市計画事業認可の取消しを求めた事案であり、本判決については、その言渡し直後から新聞、テレビ等で広く報道された事案である。<sup>(87)</sup>

## (16) 永源寺第二ダム事業計画決定等取消請求事件(取消訴訟)

(大津地判平一四・一〇・二八、大阪高判平一七・二二・八)

本件は、滋賀県内の愛知川流域内の一定地域を施行地域として、農業用排水施設として永源寺第二ダムを新設することを主たる内容として平成六年になされた国営愛知川土地改良事業の事業計画決定に対し、施行地域ないし流域住民らから異議申立がなされたが、これを却下ないし棄却した判決につき、原告らが、本件事業計画決定は、土地改良法の必要性、技術的可能性、経済性等の実体的要件を欠き、また、環境影響評価を行っていない等の手続的要件も欠くものであると主張して、上記計画決定及びこれに対する異議申立についての決定の取消しを求めた事案である。本件の争点は多岐にわたるが、1. 本案前の争点として、土地改良法は、土地改良事業に参加資格を有する者(土地改良法三条所定の者、いわゆる「三条資格者」)が土地改良事業計画決定に対する異議申立を行いこれに対する行政庁の裁決に対して取消訴訟を提起できるとするいわゆる裁決主義を採用しているが、(1) 本件事業計画決定そのものを直接取消し対象とする訴訟を提起できるか、(2) 本件事業計画決定に対する異議申立を経ている原告らの訴えは適法か、2. 本案の争点として、(1) 上記三条資格者でない者らの異議申立は却下されたが、この却下決定が適法か、(2) 三条資格者らの異議申立は棄却されたが、本件事業計画が実体的要件(土地改良法施行令「平成一三年政令第三四一号による改正前のもの」所定の①必要性、②技術的可能性、③経済性)、手続要件(公告手続、同意徴収手続、専門家の調査報告)をいずれも具備しているかが争われた事案である。<sup>(88)</sup>

(17) 都市計画道路区域内建築不許可処分取消請求事件(取消訴訟)

(静岡地判平一五・一一・二七、東京高判平一七・一〇・二〇、最(三小)判平二〇・三・一一)

建設大臣は、昭和三二年三月三〇日、伊東市東松原町から伊東市広野二丁目まで、延長一三三〇m、幅員一一mの伊東国際観光温泉文化都市建設計画道路二・三・二号伊東大仁線(以下「伊東大仁線」という。)を定める旨の都市

計画を決定した(以下「原計画決定」という)。被控訴人(被告)は、平成九年三月二五日、都市計画法(平成一九年法律第七九号による改正前のもの)二二条一項に基づき、原計画決定について、伊東大仁線のうち伊東市東松原町から約一八〇m区間(本件変更区間)につき幅員を一七mに拡張するという内容に変更する旨の都市計画変更決定(以下「本件変更決定」という)をした。控訴人らは二つのグループに分かれるが、それぞれの許可の申請に係る各建築物は、いずれもその全部又は一部が本件変更決定による都市計画施設の区域内に建築が予定されている。本件は、都市計画法五三条一項に基づき、それぞれ建築の許可を申請した控訴人(原告)らが、被控訴人から、同法五四条の許可基準に合致していないとして、これを不許可とする決定を受けたため、その取消を求めた事案である。<sup>(89)</sup>

(18) 徳山ダム事業認定取消請求事件(取消訴訟)

(岐阜地平一五・一一・二六、名古屋高判平一八・七・六)

本件では、ダムの水需要の予測を誤ったかについて問題となった。原審は水需要計画であるフルプランの予測が過大であったことは認めしたが、予測は多くの不確定因に左右される性質で、かつ長期間にわたるので今後も需要がないと断定することはできず、著しく合理性を欠くとはいえないとした。しかし、日本の水需要予測各種の長期計画で、昭和三三年代より五年毎になされてきたが、何れも結果として現実の需要量予測量の四〇%前後にとどまっていた。地方においても同様で、行政管理庁の監査でも批判されてきた。このような経過から照らすと、徳山ダムの昭和六〇年代の需要予測は判決も認めるとおり過大であったからそれに基づくダム計画も著しく不合理といえたはずである。なお、この控訴審の名古屋高裁判決は平成一八年七月六日に裁量の濫用はないとして控訴棄却した。フルプランによる予測手法自体が不合理であった事案である。<sup>(90)</sup>

(19) 圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(取消訴訟)

(東京地判平一六・四・二二、東京高判平一八・二・一三)

本件事業の起業者である国と日本道路公団は、用地の任意買収に応じなかった地権者らの所有地部分を起業地として本件事業認定を申請し、当時の建設大臣は、平成二年一月十九日付けで本件事業認定を行った。同事業認定に対し、収用の対象となった土地又は土地上の建物の所有者等が原告となり、当時の建設大臣を被告として事業認定取消訴訟を提起したのが第一事件である。<sup>(91)</sup> 第一事件進行中の平成一四年九月三〇日、東京都収用委員会が起業者からの申請に基づき、起業地について収用裁決を行ったため、裁決の名宛人となった原告らが、東京都収用委員会を被告として裁決取消訴訟を提起したのが第二事件である。両事件は、主張内容が重なり、原告らがほぼ共通し、原告らの訴訟代理人も共通であったことから、当初より併合審理されている上、両事件に、起業者である国と日本道路公団が行政事件訴訟法二二条により訴訟参加している事案である。<sup>(92)</sup>

(20) 浜松市上島駅周辺土地区画整理事業計画決定取消請求事件

(静岡地判平一七・四・一四、東京高判平一七・九・二八、最(大)判平二〇・九・一〇)

浜松市が施行者である西遠広域都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業について、静岡県知事は、平成一五年一月一七日付け都市第二六二号をもって本件土地区画整理事業に係る設計の概要を認可し、これを受けて、浜松市は、同月二五日付けで本件土地区画整理事業に関する事業計画を定め、同日、浜松市公告第二一三号をもって、これを公告した。本件は、本件土地区画整理事業の施行地区内に土地を所有している控訴人らが、本件設計の概要の認可及び本件事業計画の決定は違法であるとして、静岡県知事に対して本件設計の概要の認可の取消を、浜松市に対して本件事業計画の決定の取消を求めた事案である。<sup>(93)</sup>

(21) 圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(取消訴訟)

公共事業裁判の研究(一)(行政事件編)(田畑)

(東京地判平一七・五・三一、東京高判平二〇・六・一九、最(二小)判平二一・一一・一三)

本件は、圏央道と中央道との接続点である八王子ジャンクションの建設予定土地若しくは同建設予定土地の立竹木に所有権若しくは賃借権の権利を有する者、同建設予定土地周辺の裏高尾地区等に居住する者又は裏高尾・高尾山等の自然等を保護しようとする個人若しくはいわゆる環境保護団体等である多数の原告らが、圏央道は建設の公益性、必要性がなく、かえって、高尾山の歴史的環境と生態系、八王子城趾、オオタカの営巣地、景観及びサウンドスケープ等の周辺環境を悪化させ、大気汚染、騒音、低周波、振動等による健康被害をもたらし、周辺住民の生活を破壊するなどの不利益を生じさせるものであるから、本件起業地について土地収用法一六条所定の事業の認定を行うことは同法二〇条二号から四号までの要件を満たしておらず、また、事業の認定に際して周辺住民の意見が十分に反映されていないなど事業認定手続にも違法があった旨主張して、被告国土交通大臣が平成一四年四月一九日付けで行った本件起業地についての本件事業認定の取消を求めた事案である。<sup>(94)</sup>

(22) 静岡空港事業認定取消請求事件(取消訴訟)

(静岡地判平二二・三・一八)

本件は、静岡空港建設予定地の土地の一部を共有し又は同土地上の立木の一部を所有する原告らが、同予定地の強制収用又は使用を可能とするための本件事業認定には、同認定の対象である静岡空港整備事業(以下「本件事業」という。)の起業者である参加人に本件事業を遂行する充分な意思と能力がなく、また、その事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものではなく、土地を収用し又は使用する公益上の必要もない等土地収用法(以下「法」という。)二〇条各号の要件を欠く違法があるのみならず、起業者である参加人が静岡空港の設置許可処分を得た経緯等に照らせば、禁反言の法理及び信義則に反する違法もある等と主張して、その取消を求める事案である。な

お、本件事業の起業者である静岡県は、行政事件訴訟法22条に基づき訴訟参加した事案である。<sup>(95)</sup>

(23) 圏央道事業認定・裁決取消請求事件(取消訴訟)

(東京地判平二二・九・一)

本件は、起業者らが本件事業認定に係る事業を施行することにより、高尾山の歴史的な自然環境や生態系、水脈、景観等を破壊するとともに、重大な大気汚染、騒音、振動、低周波空気振動が発生して周辺住民の健康に重大な影響をもたらし、その生活環境を破壊するなどとして、本件事業認定等の取消を求めた事案である。<sup>(96)</sup>

2 無効確認訴訟

無効確認訴訟とは、行政行為の無効の確認を請求する訴訟のことである。抗告訴訟の一類型として(行訴三④)、取消訴訟に準じた扱いを受けるが、出訴期間や審査請求前置の制約に服しないところに特徴がある。行政行為が無効の場合には、無効の確認を受けるまでもなく、国民はその無効を前提として直接自己の権利を主張することができる。例えば、無効の収用裁決により土地を奪われた者は、裁決の無効を理由に所有権を主張して土地の返還を請求することができる。それゆえ、行政事件訴訟法は、無効確認訴訟の原告適格を制限してこのような場合には、できるだけ行政行為の無効を前提とする現在の法律関係に関する訴訟によって事件を解決することとし、行政行為の無効確認訴訟は、当該行政行為に続いて行われる行政行為によって損害を受けるおそれのある者(例えば、無効の課税処分に基づき滞納処分を受けるおそれのある者)、その他行政行為の無効を前提とする現在の法律関係に関する訴訟では救済を得ることのできない者(例えば、営業免許の申請拒否が無効の場合)だけが、提起できるとした(行訴三六<sup>(97)</sup>)。

(1) 区画整理事業設計等無効確認請求事件(無効確認訴訟)

公共事業裁判の研究(二)(行政事件編)(田畑)

(東京地判昭三五・三・一〇、東京高判昭三六・一〇・三一、最大判昭四一・二一・二三)

東京都知事は、東京都戦災復興計画に基づく土地区画整の一地区として、高円寺駅付近の地域を昭和二三年三月二〇日告示し、昭和二五年六月二六日建設大臣から設計の認可を受け事業に着手したが、その後、設計を変更して(第一次変更)昭和二九年五月一二日建設大臣の認可を受け、事業を続行した。しかし、事業が一向に進捗しないため、東京都知事はさらに事業計画を一部変更したとして、昭和三五年三月三一日設計の変更(第二次変更)について建設大臣の認可を受け、事業計画変更決定の公告をした。土地区画整理事業とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進のため、土地の区画形質の変更や公共施設の新設等を行う事業であり(区画整理二条)、①事業計画の決定ないし公告、②仮換地の指定、③建築物等の移転・除却、④工事、⑤換地計画の認可、⑥換地処分、⑦清算金の徴収・交付という手続ですすめられる。このように一連の手続を経て行われる行政活動について、どの段階で抗告訴訟を認めるべきか、換言すると、どの段階の活動に処分性を認めるかという問題について、最大判昭四一・二一・二三以前の判例では判断が分かれていた。「青写真判決」と呼ばれる本判決は、事業計画(の決定ないし公告)の処分性を否定し、行政計画に関する以後の判例に対するリーディング・ケースとなった事案である。<sup>(98)</sup>

(2) 蜂の巣城事業認定無効確認請求事件(事業認定無効確認訴訟)

(東京地判昭三八・九・一七)

昭和三〇年代から四〇年代に前半にかけて、一三余年間にわたり、筑後川水系大山川筋につくられる特定多目的ダム、松原・下釜ダムの建設をめぐって、世にいわゆる「蜂の巣城紛争」が展開され、蜂の巣城主・室原知幸氏を中心とした公共事業反対闘争がたたかわされた。この蜂の巣城紛争の特色は、一三有余年にわたる長期闘争であった点、「暴には暴」と、次々に蜂の巣砦を構築し起業者に対し徹底的に抵抗しつづけたこと、その他革新勢力の支援介入、

労農提携とよばれる一大反対運動の展開、闘争記念林の一本贈与作戦など、全国的にひろく報道されたところであるが、しかし最終的には、「理に叶い、法に叶い、情に叶う」公共事業であるべきことを室原氏が提唱し、起業者たる九地建（九州地方建設局）側も、「その幅広い意見と批判は、貴重な体験、教訓として今後の建設行政に生かしていく」ことを闡明して、昭和四五年九月、両者間に和解が成立し、円満解決をみるにいたった事案である。<sup>(99)</sup>

(3) もんじゅ行政訴訟事件（無効確認訴訟）

（福井地判昭六二・一二・二五、名古屋高金沢支判平元・七・一九、最（三小）判平四・九・二二）

動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」と略す）は福井県敦賀市に高速増殖炉「もんじゅ」を建設、運転することを計画し、内閣総理大臣から、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」二三条一項四号に基づく設置許可処分を受けた。これに対して、原告である付近住民ら四〇名は、行政訴訟として内閣総理大臣を被告とする上記許可処分の無効確認訴訟（出訴期間徒過のため）を、民事訴訟として、動燃を被告とする原子炉の建設・運転の差止訴訟を合併提起した事案である。<sup>(100)</sup>

(4) もんじゅ行政訴訟事件（差戻後、無効確認訴訟）

（福井地判平二二・三・二二、名古屋高金沢支判平一五・一・二七、最（一小）判平一七・五・三〇）

本件原子炉施設の周辺に居住する原告らが本件許可処分の無効確認を求めるにつき、行訴法三六条所定の原告適格を有するか否かが争われた。この点につき、福井地判昭六二・一二・二五は、原告適格を欠く不適法な訴えであるとして、原告ら全員について訴えを却下した。これに対し、名古屋高金沢支判平元・七・一九は、本件原子炉施設から半径二〇km以内に居住する原告らについて原告適格を認め、右原告らについて事件を福井地裁に差し戻し、その余の原告らの控訴を棄却した。さらに、最（三小）判平四・九・二二は、半径二〇km内外に居住する原告らの上告に対し、

規制法二四条一項三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、原子炉事故等がもたらす災害により直接のかつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としてもべきものとする趣旨を含むものと解されるとした上、当該原告らは本件原子炉から約二九kmないし五八kmの範囲内に居住していること、本件原子炉は研究開発段階にある原子炉である高速増殖炉であり、炉心内において毒性の強いプルトニウムの増殖が行われるものであることなどの事実を照らし、当該原告らは、原子炉事故等により直接のかつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであるとして、当該原告らにも原告適格を認め、右原告らについて事件を福井地裁に差し戻した。<sup>(四)</sup>

### 3 執行停止訴訟

行政処分に対し争訴が提起されても、その執行は停止されないのが原則である（行審三四①、行訴二五①）。これを執行不停止の原則という。だが、の執行不停止の原則を貫くと、争訴に勝って処分が取り消されても、当事者の救済の実効を期し難い場合がある。そこで、争訴の係属中、当事者の利益を保全するために、審査庁又は裁判所は一定の要件の下に処分の執行、手続の続行又は処分の効力を停止することができるものとされた（行審三四、行訴二五）。この制度を執行停止という。民事訴訟における仮処分に対応するものであるが、行政庁の行う公権力の行使にあたる行為の特殊性を考慮して、この制度が置かれたものである。<sup>(五)</sup>

(1) 圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件（執行停止訴訟）

（東京地判平一五・一〇・三、東京高判平一五・一二・二五）

国等の起業者は、都心から約四〇ないし六〇km圏に位置する都市を相互に連絡し、放射状の幹線道路と接続して環状に走る総延長約三〇〇kmの自動車専用道路である圏央道を新設することとし、建設大臣からあきる野市内の区間等について土地収用法二〇条に基づく事業認定を受けた後、東京都収用委員会からあきる野市内の道路区間とあきる野インターチェンジの建設予定地内に土地や建物を所有する相手方らに対する収用裁決（権利取得裁決及び明渡裁決）を受けて、知事に対し、本件土地について、行政代執行法に基づいて明渡裁決の代執行請求を行った。知事は、一部の土地を除き代執行手続に着手した。相手方らは、東京都収用委員会を被告として東京地裁に上記裁決の違法性を主張して収用裁決取消訴訟を提起した上、行政事件訴訟法二五条に基づき、知事を相手方として、明渡裁決の執行（代執行手続の続行）の停止を命ずる申立をした。なお、相手方らは、起業者を被告として東京地裁に収用裁決の前提となつた事業認定の取消訴訟を提起し、収用裁決取消訴訟と併合された事案である。<sup>(四)</sup>

#### 4 差止訴訟

行政の多様化に対応し、取消訴訟による事後救済のほかに行政に対する事前の救済方法を定めることによって司法による救済の実効性を高めるため、行政庁が特定の処分をしようとする場合で、その処分をしてはならないことが一義的に定まるときに、一定の要件のもとで行政庁が処分することを事前に差し止める訴訟類型として差止訴訟が新たに法定された。これは、一定の処分等がされようとする場合に、次のような要件で、その処分の差止を求める差止訴訟を提起することができる。<sup>(四)</sup>

(1) 輓の浦埋立免許差止請求事件（免許処分差止訴訟）

（広島地判平二一・一〇・一）

公共事業裁判の研究（一）（行政事件編）（田畑）

この事件は、輛の世界遺産訴訟ともよばれ、広島県知事が計画している埋立架橋について、輛の世界遺産としてのかけがえない価値を致命的に破壊し、世界遺産登録の可能性を消滅させ、輛の活力あるまちづくりを不可能とするものである。また、原告ら住民にとって、長年に渡り慣れ親しんできた静かな海面が架橋道路に変貌し、眼前に、騒音と大気汚染を撒き散らす巨大な遮蔽物が出現することによる眺望侵害、圧迫感、精神的被害は計り知れず、観光業への打撃も甚大である。トンネル案によればこのような問題はなく、他方で、交通問題等への対応はトンネル案と埋立架橋案で何ら差違はないなどという理由で訴訟が提起された。更に、広島県知事が、事業の方式につき優れた代替案であるトンネル案を合理的な理由もなく不採用とし、原告らの利益及び公共の利益に対し甚大な被害を与える埋立架橋案を採用するならば、それは、社会通念に照らして、埋立免許権者の判断要素に著しい欠落があり、また、その判断内容にも著しい過誤があると認められるから、裁量権の範囲を逸脱したも<sup>(8)</sup>として、本件埋立につき免許がされ<sup>(8)</sup>るとすれば、それは本号の要件を充たさないとの原告らの主張を全面的に裁判所が認めた事案である。

## 5 住民訴訟

住民訴訟とは、住民が自己の法律上の利益とかかわりなく、地方公共団体の執行機関及び職員<sup>(9)</sup>の違法な財務会計上の行為及び不作為の是正を求めて争う訴訟である。アメリカにおける先例（納税者訴訟・市民訴訟）に倣って戦後採用された納税者訴訟が、昭和三八年の地方自治法改正（法九九）により整備の上、詳細に規定されたもので、新たに住民訴訟という名称を与えられた。地方公共団体における違法な公金支出や財産管理（違法な財務会計上の行為）又は拘禁の徴収や財産管理を怠る事実は究極的には納税者である住民の負担となる。住民訴訟はこれを裁判によって是正する趣旨で設けられている。この訴訟は、自己の法律上の利益とは無関係に提起できるので、民衆訴訟（行訴五）

であり、同時に客観訴訟（行訴四二）の一種である。主観的訴訟に属する抗告訴訟については判例が比較的厳しく原告適格や処分性を判断していること、他方で公行政には公金支出や財産管理を伴うことが通常であることから、住民訴訟が違法な公行政を統制するための手段として多用される傾向にある。<sup>(10)</sup>

しかし、この規定は地方公共団体の財務会計行為について認められているに止まり、国の財務会計行為については同種の訴訟は認められていない。住民訴訟を提起するためには、事前に住民監査請求をしておかなくてはならない（地方自治法二四二条の二二項）<sup>(11)</sup>。

(1) 相模大堰建設費用差止等請求事件（公金支出差止訴訟）

（横浜地判平一三・二・二八、東京高判平一五・三・二〇）

本件は、神奈川県（以下、単に「県」という。）の住民である原告らが、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）の策定した相模川水系建設事業（以下「本件事業」といい、これに関する費用を「本件事業費」と、その計画を「本件事業計画」という。）は、過大な水需要予測を前提とするもので不必要であり、かつ、自然環境を破壊し、環境影響予測評価手続に不備があつて違法であるから、同事業に関する県の公金支出も違法であるとして、県に代位して、かつての県知事（以下、現在の県知事をいうときは「被告知事」といい、過去の県知事又はこれを含まれているときは「県知事」という。）であつた長洲一二（以下「長洲」という。）の訴訟承継人らに対し、県が本件事業費として支出した金員の一部である一億円と遅延損害金の賠償を求めるとともに、被告知事に対し、爾後の一切の本件事業費の公金支出の差止めを求めた住民訴訟の事案である。<sup>(12)</sup>

(2) やんばるの森広域基幹林道開設工事損害賠償等請求住民訴訟事件（公金支出差止訴訟）

（那覇地判平一五・六・六、福岡高那覇支判平一六・一〇・一四、最判平一八・六・九（不受理））

沖縄県は、国の天然記念物ヤンバルクイナなど希少生物が多く生息する沖縄本島北部一帯の「やんばるの森」で、広域幹線林道を開設する事業（以下「本件事業」という。）を施行した。その総事業費は二一・五億円で、国がその事業費の八〇％を負担し、施行主体である沖縄県の負担は二〇％の四・三億円として計画されたが、本件事業の計画・実施に際して、環境影響事前評価（環境アセスメント）は行われなかった。沖縄県の住民である原告は、本件事業が森林法等に違反し自然環境を破壊する違法な事業であるとして、①自治法（平成一四年法律第四号による改正前のもの）二四二条の二第一項一号に基づき、沖縄県知事に対して公金支出の差止を、②同条項四号に基づき、沖縄県に代位して、沖縄県が本件事業に関して平成七年度から平成九年度にかけて合計三四二四〇億円を支出した（以下「本件各支出」という。）のが違法な支出であり、沖縄県に同額の損害を与えたとして、当時の沖縄県知事であった個人に対して本件各支出相当額の損害賠償を、③上記①の差止請求の予備的請求として、同条項三号に基づき、沖縄県知事に対して上記②の損害賠償請求権を有しているにもかかわらずその各行使を怠っていることが違法であることを確認することを、それぞれ求める住民訴訟を提起した事案である。<sup>(10)</sup>

(3) 仙台市高速鉄道事業公金支出差止請求事件（公金支出差止訴訟）

（仙台地判平一八・三・三〇、仙台高判平一九・一〇・三〇、最判平二一・三・二六（不受理））

仙台市は、仙台市高速鉄道東西線事業（以下「本件事業」という。）を建設費約二七三五億円で実施することにつき、国土交通大臣に対し、鉄道事業法四条に基づく事業認可の申請（以下「本件許可申請」という。）を行った。そこで、仙台市民により構成された団体である原告は、本件事業は経営上適切なものではなく、費用便益比が一を切るなど、鉄道事業法五条一項一号等に違反する違法なものであると主張し、自治法二四二条の二第一項一号に基づいて、仙台市の市長及び交通事業管理者に対し、公金支出の差止を請求する住民訴訟の事案である。<sup>(11)</sup>

(4) 栗東市起債差止請求事件(起債行為差止訴訟)

(大津地判平一八・九・二五、大阪高判平一九・三・一)

本件は、滋賀県栗東市の住民らが、同市が道路建設事業費の財源に充てるとして起債を予定していた地方債について、これが実質的に私企業である東海旅客鉄道株式会社が管理所有する予定の東海道新幹線の新駅建設に要する仮線工事のための財源に充てられるものであるとし、地方財政法5条等に違反する起債行為であるとして、同市長に対して地方自治法二四二条の二第一項一号に基づいてその差止を求めた事案である。<sup>(11)</sup>

(5) 泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件(公金支出差止訴訟)

(那覇地判平二〇・一一・一九、福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五)

本件は、沖縄県又は沖縄市の住民である原告らが、中城港湾(泡瀬地区)公有水面埋立事業・臨海部土地造成事業(以下「本件埋立事業」という。)及び沖縄市東部海浜開発事業(以下「本件海浜事業」といい、本件埋立事業と併せて「本件埋立事業等」という。)に関する各被告の財務会計上の行為が地方自治法一条一四項及び地方財政法四一条一項に違反する。また、被告県知事をした本件埋立事業に関する埋立免許及び承認(公有水面埋立法二一条一項及び同法四二条一項。以下、両者を併せて「本件埋立免許及び承認」という。)が公有水面埋立法四一条一項一号ないし三号(国の埋立に対する承認について同法四二条三項により準用)に違反するなどとして、①被告知事に対し、…沖縄県に同額の損害を生じさせたとして、その一部二〇億円につき、怠る事実に係る相手方としての国に対して損害賠償請求をすることを求め(甲事件)、②被告市長に対し、同項一号に基づき、本件海浜開発事業に関する一切の公金の支出、契約の締結、又は債務その他の義務の負担…の差止を求めた(乙事件)事案である。<sup>(12)</sup>

(6) ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(公金支出差止訴訟)

公共事業裁判の研究(一)(行政事件編)(田地)

## (東京地判平二二・五・一一)

本件は、国が事業主体となって実施しているハッ場ダム建設事業について、東京都、群馬県、茨城県、千葉県及び埼玉県の地方公営企業管理者の支出する水道事業等のための利水に関する負担金等及び同都県知事及び栃木県知事の支出する利根川の治水に関する負担金は、いずれも違法な支出であるとして、関係各県の住民らが、その各地方公営企業管理者及び都県知事に対し支出の差止を求めるとともに、支出をした時の各地方公営企業管理者及び都県知事に支出済みの各負担金等相当の損害賠償とを求めた住民訴訟に関するものである。これらのうち、これまでに東京、前橋及び水戸の各地方裁判所における判決が出されているが、いずれも住民らの訴えを却下ないし請求棄却された事案である。<sup>10)</sup>

## (7) ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(公金支出差止訴訟)

## (前橋地判平二二・六・二二)

本件は、群馬県の住民である原告らが、国(国土交通省)を事業主体として、利根川水系吾妻川(群馬県長野原町)に設置される、治水、利水等を目的とする多目的ダムであり、現在建設が進行中のハッ場ダムにつき、同ダムは利水上及び治水上の必要性がなく、ダムの基礎地盤は地すべり等の危険性のある不適切な場所であり、また周囲の自然環境も破壊するなど違法な事業であると主張して、被告群馬県企業管理者(以下「被告管理者」という。)に対し、①被告管理者が行うハッ場ダム建設事業に関する負担金についての支出負担行為及び支出命令の差止及び②被告管理者が行うハッ場ダム使用権設定申請を取り下げ権の行使を怠ることの違法確認を、被告群馬県知事(以下「被告知事」という。)に対し、③被告知事が行うハッ場ダム建設事業に関する負担金の支出を補助するために行う一般会計から水道事業特別会計に対する繰越金の支出の差止及び④ハッ場ダム建設事業に関する支出を行った過去又は現在

の群馬県企業管理者又は群馬県知事である（あった）者らに対する損害賠償請求の義務付けをそれぞれ求めた住民訴訟の事案である。<sup>(14)</sup>

(8) ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（公金支出差止訴訟）

（水戸地判平二二・六・三〇）

本件は、茨城県の住民である原告らが、国（国土交通省）が事業主体として行うハッ場ダム事業は、茨城県にとって利水上及び治水上の必要性がないことなどから、ハッ場ダム事業に関する負担金等の支出等をするものは違法であると主張して、地方自治法二四二の二第一項一号、三号及び四号に基づき、茨城県公営企業管理者企業局長と茨城県知事を被告として争われた住民訴訟の事案である。<sup>(15)</sup>

(9) ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（公金支出差止訴訟）

（千葉地判平二二・一・一九）

本件は、千葉県の住民である原告らが、国（国土交通省）が事業主体として、利根川水系吾妻川（群馬県吾妻郡長野原町）に現在着工中のハッ場ダムの建設事業に関する負担金の支出等の各財務会計行為が地方自治法二条一四項、同条一六項、同法一三八条の二、地方財政法四条一項、地方公営企業法一七条の二第二項等に違反すると主張して、地方自治法二四二の二第一項一号に基づき、被告千葉県知事、被告千葉県水道局長、被告千葉県企業庁長に対し、支出の差止等を求めた住民訴訟の事案である。<sup>(16)</sup>

(10) ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（公金支出差止訴訟）

（さいたま地判平二二・七・一四）

本件は、埼玉県の住民である原告らが、国が群馬県吾妻郡長野原町の利根川水系吾妻川に建設予定のダム（ハッ場

ダム)は利水上及び治水上の必要性がないのに建設されるものである等と主張して、地方自治法二四二の二第二項一号に基づき、①被告埼玉県公営企業管理者に対し、…②同埼玉県知事に対し、…各支出の差止、…上田清司に対する損害賠償の請求を求める事案である。<sup>(17)</sup>

- (1) 第一法規法情報総合データベース
- (2) 我が国の公共事業分野において「費用対効果分析」という語が用いられることがある。これは、狭義の費用便益分析の結果に加えて、貨幣価値以外で表示された業績指標や定性的要因も総合的に考慮して判断するため、評価システム全体としては「費用対効果分析」と呼ばれているものである。ただし、学術的には、むしろ「費用効果分析」という語の方が一般に用いられる。本報告書においては、貨幣価値以外の数値指標も単一の式の中に取り込まれているものを「費用効果分析」、費用も便益も全て貨幣価値で把握された上で比較されるものを「費用便益分析」と呼ぶ(政策評価研究会「政策評価の現状と課題―新たな行政システムを指して―」『政策評価研究会報告』通商産業省1999' p.18

- (3) 五十嵐敬喜他「ポスト公共事業社会の形成」法政大学出版局2005' pp. 30-31
- (4) 五十嵐敬喜他「ポスト公共事業社会の形成」法政大学出版局2005' p. 28
- (5) 五十嵐敬喜他「ポスト公共事業社会の形成」法政大学出版局2005' p. 29
- (6) 五十嵐敬喜(法政大学大学院教授)の講義録(平成二三年四月一三日)二〇一一
- (7) 五十嵐敬喜他「図解 公共事業のしくみ」東洋経済新報社2001' pp. 228-229
- (8) 五十嵐敬喜他「ポスト公共事業社会の形成」法政大学出版局2005' p. 32
- (9) 橋本博之「行政裁判と仕組み解釈」弘文堂2009' pp. 149-155等
- (10) 五十嵐敬喜他「ポスト公共事業社会の形成」法政大学出版局2005' pp. 32-33
- (11) 五十嵐敬喜他「ポスト公共事業社会の形成」法政大学出版局2005' p. 33
- (12) 建設省河川局監修、(社)日本河川協会編「改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案) 同解説 計画編」山海堂1998' p. 3
- (13) 五十嵐敬喜他「ポスト公共事業社会の形成」法政大学出版局2005' p. 35
- (14) 日本弁護士連合会HP ([http://203.140.28.137/ja/opinion/hr\\_res/2002\\_1.htm](http://203.140.28.137/ja/opinion/hr_res/2002_1.htm))

- (15) 原田尚彦『行政法要論(全訂第四版)』学陽書房 2000<sup>o</sup> pp. 114-115
- (16) 原田尚彦『行政法要論(全訂第四版)』学陽書房 2000<sup>o</sup> p. 121
- (17) 原田尚彦『行政法要論(全訂第四版)』学陽書房 2000<sup>o</sup> pp. 121-122
- (18) 小早川光郎『ヒアリングメモ「浜松市土地区画整理事業計画処分取消請求事件最高裁大法廷判決(平成一七年(行ヒ)第三九七号事件、平成二〇年九月一〇日判決)に ついて」』2009, p. 2 ([http://defense.cocolog-nifty.com/dgw/files/90510\\_Hearing\\_Kobayakawa.pdf](http://defense.cocolog-nifty.com/dgw/files/90510_Hearing_Kobayakawa.pdf))
- (19) 原田尚彦『行政法要論(全訂第四版)』学陽書房 2000<sup>o</sup> p. 123
- (20) 高木光『通達における法と専門技術性の交錯(三・完)』『自治研究』第六一卷第五号 1985<sup>o</sup> p. 112
- (21) 高木光『通達における法と専門技術性の交錯(三・完)』『自治研究』第六一卷第五号 1985<sup>o</sup> p. 112
- (22) 高木光『通達における法と専門技術性の交錯(三・完)』『自治研究』第六一卷第五号 1985<sup>o</sup> p. 112
- (23) 高木光『通達における法と専門技術性の交錯(三・完)』『自治研究』第六一卷第五号 1985<sup>o</sup> p. 114
- (24) 高木光『通達における法と専門技術性の交錯(三・完)』『自治研究』第六一卷第五号 1985<sup>o</sup> p. 114
- (25) 高木光『通達における法と専門技術性の交錯(三・完)』『自治研究』第六一卷第五号 1985<sup>o</sup> p. 114
- (26) 高木光『技術基準と行政手続』弘文堂 1995<sup>o</sup> p. 73
- (27) 高橋滋『先端技術の行政法理』岩波書店 1998<sup>o</sup> p. 165
- (28) 奥真美『高速増殖炉もんじゅ事件差戻後最高裁判決』『特集 重要環境判例の最近の動向 環境法研究』三二号 2007<sup>o</sup> pp.77-78
- (29) 畠山武道他『環境行政判例の総合的研究』北海道大学図書刊行会 1995<sup>o</sup> p. 454
- (30) 畠山武道他『環境行政判例の総合的研究』北海道大学図書刊行会 1995<sup>o</sup> p. 454
- (31) 畠山武道他『環境行政判例の総合的研究』北海道大学図書刊行会 1995<sup>o</sup> p. 455
- (32) 畠山武道他『環境行政判例の総合的研究』北海道大学図書刊行会 1995<sup>o</sup> p. 455
- (33) 高木光『伊方原発事件』『別冊ジュリスト』一七二号 2004<sup>o</sup> p. 195
- (34) 高木光『技術基準と行政手続』弘文堂 1995<sup>o</sup> p. 10
- (35) 第一五回環境法政策学会シンポジウムでの畠山武道の発言「〇一一」
- (36) 政策評価研究会『政策評価の現状と課題〜新たな行政システムを目指して〜』『政策評価研究会報告』通商産業省 1999<sup>o</sup> p. 18
- (37) 山村恒年『行政法と合理的行政過程論』慈学社 2006<sup>o</sup> p. 345

- (38) 山村恒年『行政法と合理的行政過程論』慈学社 2006<sup>o</sup> p. 347-349
- (39) 越智敏裕『日光太郎杉事件』『別冊ジュリスト』一七一号 2004<sup>o</sup> p. 189
- (40) 越智敏裕『日光太郎杉事件』『別冊ジュリスト』一七一号 2004<sup>o</sup> p. 189
- (41) 室井力他『コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法』日本評論社 2004<sup>o</sup> p. 95
- (42) 田畑琢己『公共事業裁判における技術的立証方法の意義』『共生社会システム研究』VOL. 3 NO. 1 2009<sup>o</sup> p. 90
- (43) 『判例時報』一〇二五号 1982<sup>o</sup> p. 260
- (44) 田畑琢己『公共事業裁判における技術的立証方法の意義』『共生社会システム研究』VOL. 3 NO. 1 2009<sup>o</sup> pp. 92-93
- (45) 室井力他『コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法』日本評論社 2004<sup>o</sup> p. 252
- (46) 西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会 1990<sup>o</sup> p. 312
- (47) 西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会 1990<sup>o</sup> pp. 312-313
- (48) 青柳幸一『国家の課題と時間軸：憲法と予測不可能な未来』『日本公法学会第七六回総会資料（二〇一一年一〇月八日）』2011<sup>o</sup> p. 18
- (49) 小島延夫『改革提言 行政訴訟改革に向けて 市民の命と日本の明日のために』（東京弁護士会期成会主催 期成会政策シンポジウム 行政訴訟改革（二〇一一年九月二八日）2011<sup>o</sup> p. 1
- (50) 西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会 1990<sup>o</sup> p. 308
- (51) 櫻井敬子他『行政法 第三版』弘文堂 2011<sup>o</sup> p. 111
- (52) 櫻井敬子他『行政法 第三版』弘文堂 2011<sup>o</sup> p. 113
- (53) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>o</sup> p. 150
- (54) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>o</sup> pp. 150-151
- (55) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>o</sup> p. 151
- (56) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>o</sup> p. 151
- (57) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>o</sup> p. 151
- (58) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>o</sup> p. 152
- (59) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>o</sup> p. 152
- (60) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>o</sup> p. 152

- (61) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>\*</sup> p. 153
- (62) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>\*</sup> p. 154
- (63) 橋本博之『行政裁判と仕組み解釈』弘文堂 2009<sup>\*</sup> p. 154
- (64) 『判例タイムズ』二二二七号 2007<sup>\*</sup> p. 109
- (65) 塩野宏『第五版 行政法Ⅰ』有斐閣 2011<sup>\*</sup> p. 136
- (66) 藤田宙靖『第四版改訂版 行政法Ⅰ(総論)』改訂版』青林書房 2009<sup>\*</sup> pp. 113-114
- (67) 藤田宙靖『第四版改訂版 行政法Ⅰ(総論)』改訂版』青林書房 2009<sup>\*</sup> p. 114
- (68) 阿部泰隆の定義によると、次のとおりである。公共事業とは、国・地方公共団体が中心となって行う社会資本整備のための建設事業をいう(阿部泰隆「公共事業評価の法システム」『自治研究』七四巻一〇号 1998<sup>\*</sup> p. 3)。渡辺要等の定義によると、次のとおりである。公共事業とは、「①国又は地方公共団体が経営する公共的な事業」、「②地方公共団体が経営する事業」、「③一般的に、公共の福祉のために行う事業」の総称である(渡辺要他編『建築用語辞典(第二版)』技報堂出版 1995<sup>\*</sup> p. 282)。
- (69) 平成一〇年三月二七日の閣僚懇談会では、公共事業の再評価システムとして、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁、農林水産省、運輸省、建設省の六省庁は、平成九年二月五日の内閣総理大臣の指示を受け、事業採択後一定期間を経過した公共事業について再評価を実施し、その結果に基づき必要な見直しを行うほか、継続が適当と認められない場合は休止又は中止とする新たな「再評価システム」を導入することとするとして、再評価システムの対象となる事業の範囲として、「各省庁所管の全ての公共事業を対象とする。①国の直轄事業、②公団等、地方公共団体、民間事業者等が実施する事業のうち国からの出資、補助等が行われる事業。」と明示した(財)行政管理研究センター『政策評価ガイドブック』きょうせい 2001<sup>\*</sup> pp. 212-213)。淡路剛久、大塚直、北村喜宣等の定義によると、次のとおりである。一般には、道路、港湾、空港などの社会資本を整備するために国、地方公共団体、特殊法人などが実施する事業をいう。統一した法的な定義はなく、それぞれ異なった意味で使われる。例えば、中央省庁等改革基本法四六条が見直しの対象とする公共事業は、前記のような一般的意味を念頭に置いている。地方自治法一五八条五項が都道府県にその経営のため必要な組織を設けることを認めている公共事業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業などを意味する。財政法四条にいう公共事業費は、国会の議決を経たものに限られるなど、財政関係の諸法においても、公共事業は、特種な意味で使われる。土地収用法による収用適格事業は、通例、公共事業の典型とされるが、これには、国や地方公共団体による事業だけでなく、民間企業による鉄道建設なども含まれる(淡路剛久他編『環境法辞典』有斐閣 2002<sup>\*</sup> p. 115)。新堂幸司等の定義によると、次のとおりである。社会公共の福祉を維持増進する事業で、公益事業ともいう。一般的には行政主体によって行われるか、私人によって行われるかを問わない(新堂幸司他編『法律学小辞

典(第三版)』有斐閣1997、p. 316)。

(70) 五十嵐敬喜の定義によると、次のとおりである。一口に「公共事業」といっても類似の言葉が結構ある。一般的な公共事業、それから行政用語の①公共事業関係費、②公共事業費、③行政投資、④公的固定資本形成、⑤公共投資、⑥社会資本投資などである。これらの用語が示す対象範囲を経済企画庁が纏めた。ここで、③行政投資は国や地方公共団体や道路公団などの建設関連団体が実施する、所謂「公共事業」をはじめ、用地費や道路やダム建設の際の補償費までをカバーしており、実際に近いと思われる(五十嵐敬喜他「図解 公共事業のしくみ」東洋経済新報社1997、p. 60以下)。中山徹の定義によると、次のとおりである。一般的に、公共事業という場合、行政若しくは公団などが行う建設事業を意味する。建設費には、土地を買った費用(用地費)、建設後の改修費なども含まれる。：けれども、公共事業の定義が厳密でないため、日本国内でどの程度、公共事業費が使われているかを公的な統計に基づいて把握することは困難である。：国内で実施される公共事業費の比較的、包括的な値として、総務省が発表している行政投資を用いる場合が多い。この行政投資は、国及び自治体が事業主体である公共事業については、ほぼ全てを網羅している。しかも比較的详细なデータが長年にわたって発表されているため、資料的価値が高い(中山徹「公共事業改革の基本方向」新日本出版社2001、pp. 108-110)。

- (71) 新堂幸司他『法律学小辞典(第三版)』有斐閣2000、p. 397
- (72) 越智敏裕「日光太郎杉事件」『別冊ジュリスト』一七一号2004、p. 188
- (73) 高木光「伊方原発事件」『別冊ジュリスト』一七二号2004、p. 194
- (74) 『判例時報』一一一九号1984、pp. 50-51
- (75) 『判例時報』一一二五号1984、p. 25
- (76) 『判例時報』一一二四号1984、p. 34
- (77) 『判例時報』一一六四号1985、p. 3
- (78) 山下竜一「第二種市街地再開発事業計画」『別冊ジュリスト』一八二号2006、p. 330
- (79) 『判例タイムズ』八五四号1994、p. 116
- (80) 『判例時報』一四八九号1994、p. 19
- (81) 磯野弥生「都市計画事業認可処分等取消請求事件」『別冊ジュリスト』一八一号2006、p. 108
- (82) 『判例自治』一六四号1997、p. 76
- (83) 山下竜一「風谷ダム事件」『別冊ジュリスト』一七二号2004、p. 192
- (84) 『判例タイムズ』一一三四号2004、pp. 109-110

- (85) 『判例タイムズ』一一三四号 2004<sup>1</sup> p. 110
- (86) 『判例タイムズ』一〇五七号 2001<sup>1</sup> p. 87
- (87) 『判例タイムズ』一〇七四号 2002<sup>1</sup> p. 91
- (88) 『判例タイムズ』一一〇九号 2006<sup>1</sup> p. 131
- (89) 『判例時報』一九一四号 2006<sup>1</sup> p. 43
- (90) 山村恒年『行政法と合理的行政過程論』慈学社 2006<sup>1</sup> p. 293
- (91) 『判例時報』一八五六号 2004<sup>1</sup> p. 32
- (92) 『判例時報』一八五六号 2004<sup>1</sup> pp. 32-33
- (93) 『判例自治』三一〇号 2009<sup>1</sup> p. 77
- (94) 『国央道事業認定・収用裁決取消請求事件（東京地判平一七・五・三二）判決文』2005<sup>1</sup> pp. 23-24
- (95) 『静岡空港事業認定取消請求事件』（静岡地判平22・3・18）判決文』2010<sup>1</sup> p. 14
- (96) 『国央道事業認定・裁決取消請求事件（東京地判平一三・九・一）判決文』2010<sup>1</sup> p. 2
- (97) 新堂幸司他『法律学小辞典（第三版）』有斐閣 2000<sup>1</sup> pp. 1103-1104
- (98) 山下竜一「土地区画整理事業」『別冊シヤリス』一八二号 2006<sup>1</sup> pp. 328-329
- (99) 下釜・松原ダム問題研究会『公共事業と基本的人権』ぎょうせい 1972<sup>1</sup> p. 1
- (100) 藤原静雄「もんじゅ事件上告審判決」『別冊シヤリス』一七一号 2004<sup>1</sup> p. 200
- (101) 『判例時報』一七二七号 2000<sup>1</sup> p. 33
- (102) 新堂幸司他『法律学小辞典（第三版）』有斐閣 2000<sup>1</sup> p. 482
- (103) 『判例タイムズ』一一七六号 2005<sup>1</sup> p. 145
- (104) 山村恒年他『実践 判例 行政事件訴訟法』三協法規出版 2008<sup>1</sup> p. 26
- (105) 柄の浦訴訟事務局 (<http://www.tomo-saiban.net/>)
- (106) 新堂幸司他『法律学小辞典（第三版）』有斐閣 2000<sup>1</sup> p. 532
- (107) 中西又三『行政法一』中央大学通信教育部 2003<sup>1</sup> p. 262
- (108) 『判例自治』二五五号 2004<sup>1</sup> pp. 55-58
- (109) 『判例自治』二五〇号 2004<sup>1</sup> pp. 46-47

- (110) 『判例自注』三〇五号 2008<sup>年</sup> p. 36
- (111) 『判例時報』一九八七号 2008<sup>年</sup> p. 3
- (112) 『泡瀬千鴻埋立公金支出差止等請求事件(那覇地判平一〇・一一・一九)判決文』2008<sup>年</sup> pp. 4-5
- (113) 『判例自注』三三二号 2009<sup>年</sup> p. 53
- (114) 『ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(前橋地判平二一・六・二六)判決文』2009<sup>年</sup> pp. 2-3
- (115) 『ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(水戸地判平二一・六・三〇)判決文』2009<sup>年</sup> p. 3
- (116) 『ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(千葉地判平二二・一・一九)判決文』2010<sup>年</sup> p. 4
- (117) 『ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(ちいまま地判平二二・七・一四)判決文』2010<sup>年</sup> p. 3